

# 第 1 部

## やまがた創生の推進

～「自然と文明が調和した理想郷山形」を目指して～

## 総合的な少子化対策の推進

【内閣府 子ども・子育て本部】

【文部科学省 初等中等教育局、高等教育局】

【厚生労働省 雇用均等・児童家庭局】

【国土交通省 住宅局】

【提案事項】 **予算拡充** **予算創設**

- (1) 地域の実情に応じた多様な出会いの場づくりや仲人活動支援など、地方の創意工夫による結婚支援や少子化対策への恒久かつ弾力的に運用可能な財源を確保すること
- (2) 結婚や子育てへの前向きな意識を醸成するポジティブ・キャンペーンを政府を挙げて展開すること
- (3) 教育の場において若者のライフデザイン形成支援に取り組むこと
- (4) 本県の地域特性である三世代同居・近居を活かすため、住宅改修等への支援継続と優遇税制の拡充に取り組むこと **新規**
- (5) 多子世帯を応援する教育費の負担軽減措置を創設すること **新規**
- (6) 公共施設等において授乳スペースや案内表示など子育て家庭にやさしい環境整備を推進すること

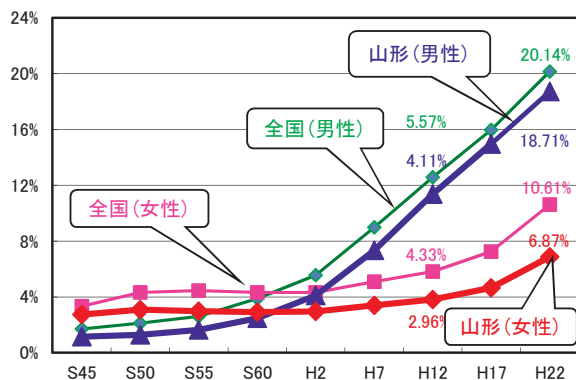
## 【提案の背景と課題】

- 少子化対策には、地方の実情に合わせた多様で長期的な取組みが必要である。
- 未婚化・晩婚化対策の取組みは、一人ひとりの幸せの実現にとって重要な取組みであることから、国を挙げた結婚や子育てに前向きな意識醸成の取組みや、教育の場における若い世代の結婚観・家庭観の醸成、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発などが必要である。
- 結婚支援や少子化対策の事業には「地域少子化対策重点推進交付金」などを活用しているが、交付要件が限定的で、多様な出会いの場づくりや仲人活動支援、産後ケアによる子育てしやすい環境づくりなど、地域の課題に対して十分な対応ができない。
- 三世代同居・近居は、共働き世帯の子育て支援策のひとつとして後押しが必要である。
- 多子世帯にとって、子どもの教育費が家計への大きな負担となっていることから、**3人以上の多子世帯に対し、高校・大学期の子どもに返済不要の給付型奨学金の支給や、大学等の授業料の減免など更なる教育費の負担軽減**が必要である。
- 子育て期には、周囲への配慮等から行動を制限することが多く、授乳スペースや乳幼児用トイレがないところもあるため、ハード・ソフト両面から子育て家庭にやさしい環境づくりが必要である。

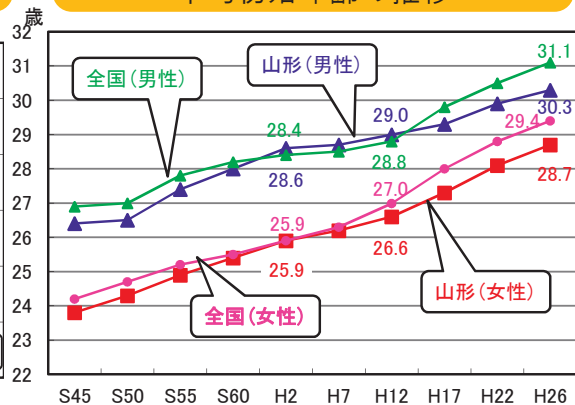
### 【全国の現状と政府の取組み】

- 合計特殊出生率は平成 26 年において 1.42 と横ばいが続く状況であり、希望出生率 1.8 を実現するためには教育・社会保障・住宅政策から税制まで少子化対策の抜本強化が必要。
- 少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化については生涯未婚率、平均初婚年齢ともに上昇が続いている。
- 政府は、人口減少とその背景にある少子化の問題を明確に位置づけ、一億総活躍社会の実現のための第二の矢「夢を紡ぐ子育て支援」として、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない支援のため地域少子化対策重点推進交付金が創設されたほか、多子世帯の自立応援の検討(子どもの貧困対策会議)が行われている。

生涯未婚率の推移



平均初婚年齢の推移



### 【本県の現状、取組みと課題】

- 本県の合計特殊出生率は平成 26 年において 1.47 と横ばいであるが、出生数は全国平均を上回る勢いで減少を続けている。また、未婚化・晩婚化についても上昇が続いている。
- 本県では、「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」に向けやまがた創生総合戦略を策定し、人口減少対策に総合的に取り組んでいる。
- 少子化対策に関して、具体的には、以下の取組み(成果)を進めている。
  - ・ 結婚支援として、「やまがた出会いサポートセンター」による個別のマッチング、ボランティア仲人活動のネットワーク「やまがた縁結びたい」への支援(合計お見合い件数 1,363 うち交際成立件数 451 組 H28.1 末現在)
  - ・ 高校生・大学生・専門学校生を対象としたライフデザインセミナーの実施(H25～H27…29校 3,533名受講)
  - ・ 三世帯同居のための新築・住宅リフォームへの補助や融資金利の優遇への支援及び三世帯同居・近居に前向きな意識の醸成(住宅リフォーム支援 360 件へ申請)
- 結婚支援や少子化対策の事業には「地域少子化対策重点推進交付金」などを活用しているが、用途が気運醸成に限定されており、産後ケアによる安心して子育てできる環境づくりなど、地方の必要と考える様々なニーズに一致しない制度となっているため、地域の課題に対して十分な対応ができない。
- 行政による支援施策の充実に加え、結婚や子育てを大切にする意識が社会全体で共有される必要がある。そのためには、例えば教育の場において若者に結婚観・家庭観といった自らのライフデザインを考える機会を提供していくことなど、国をあげた結婚や子育てへの前向きな意識醸成の取組みと環境整備が必要である。
- 県民へのアンケート調査では、子育て支援施策としては教育費等の経済的負担の軽減を求める意見が最も多い。そのため、現在の乳幼児期から義務教育までが中心の取組みに加え、経済的負担が大きくなる高校・大学期においても取り組む必要があり、特に多子世帯の教育費負担の軽減が急務である。

## 子どもの医療給付制度の創設

【厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 母子保健課、  
保険局 総務課、国民健康保険課】

### 【提案事項】 **予算拡充**

- (1) 政府の制度として、子どもの医療給付制度（中学生まで）を創設すること
- (2) 自治体の現物給付による医療費助成に伴い実施されている国民健康保険の国庫負担減額措置を廃止すること

### 【提案の背景と課題】

- 少子化対策・人口維持対策として、子育て家庭の経済的負担を軽減することが重要であり、出産やその後の生活への不安感をも軽減する。
- 多くの市町村が地方単独で、子育て家庭のための現物給付による医療費助成を実施しているが、受けられる医療費助成の内容に地域格差が生じているため解消が必要。
- 内閣府による調査では、子育てへの不安要因として、「経済的負担の増加」が最も多く、子ども・子育て支援策として望ましい経済的支援として、保育所・幼稚園・学校にかかる教育費への支援に次いで、医療費への支援が挙げられていることから、安心して子どもを産み育てられる環境づくりとして子どもの医療給付制度が必要。
- 国民健康保険の国庫負担減額措置は、少子化対策を推進する国の方針に逆行するだけでなく、**自治体の少子化対策・人口維持対策の懸命な取組を阻害し、極めて不合理な措置**であることから、直ちに廃止すべき。

#### 【全国の現状と政府の取組み】

- 全国の市町村において、受けられる医療費助成の内容が異なっている。
- 昨年11月に地方6団体から子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額措置の廃止とともに政府が責任を持って子どもの医療給付制度を構築すべきとの要請を行っている。
- 政府においては昨年9月に「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」を立ち上げ議論を開始しており、平成28年度夏頃までに検討のとりまとめを行うとしている。

#### 【本県の現状、取組みと課題】

- 本県においては全市町村で外来・入院ともに中学3年生まで自己負担を無料化しており、県はこの制度を補助により支援しているが、一部の町では制度の対象を高校生まで拡大するなど、地域によって給付内容が異なっている。
- 市町村からは国民健康保険の国庫負担減額措置を廃止するよう強い要望が出ている。
- 全国どこに生まれ、どこに住んでも、子どもは等しく大切に育てられるべきである。子どもの医療給付についても地域格差が無いように、政府が責任を持って全国一律の制度を創設し、これに伴う予算を確保することが必要である。

## 子育て世代の保育料などの負担軽減

【文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課】  
 【厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課】

【提案事項】 **予算拡充**

子育て世代の実情に応じて、保育料等の軽減措置を拡充すること

- (1) 放課後児童クラブについて、多子世帯や所得に応じた利用料軽減措置を創設すること **新規**
- (2) 第3子以降の保育料無償化や所得制限の緩和などにより、多子世帯に対する保育料軽減措置を拡大すること
- (3) 婚姻歴のないひとり親に対して保育料軽減措置を適用すること

## 【提案の背景と課題】

- 放課後児童クラブについては利用料負担軽減の制度自体がないが、本県においては平成 27 年 5 月 1 日現在、12,256 人の児童が利用するなど、学童保育は放課後児童の居場所として**必須の保育サービス**となっていることから、サービスを必要とする児童にとって利用しやすい制度が必要である。また、幼児教育の無償化については低所得世帯を中心に拡充が進められているが、さらなる取り組みが必要。
- 多数の自治体が独自の第3子以降の保育料無償化に取り組んでいるが、その負担は大きい。政府は平成 28 年度から、低所得世帯に限り多子計算に係る年齢制限を撤廃したが、幼稚園及び保育所を利用する世帯の半数以上がこの制度の恩恵を受けることができない。
- 婚姻歴の有無による経済的負担の格差を解消するため、婚姻歴のないひとり親も寡婦（夫）控除が適用されるよう改善すること。

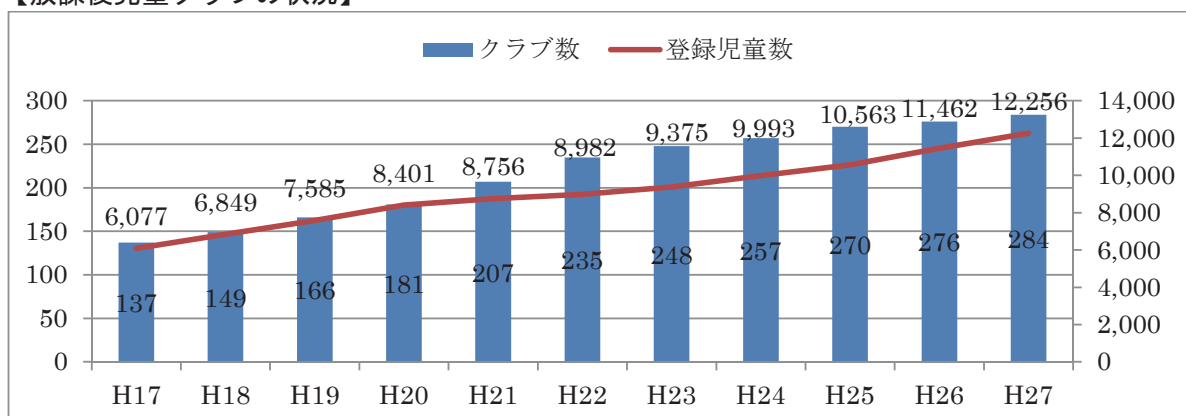
### 【全国の現状と政府の取組み】

- 内閣府による調査では、子育てへの不安要因として、「経済的負担の増加」が最も多く、子ども・子育て支援策として望ましい経済的支援として、保育所・幼稚園・学校にかかる教育費への支援、次いで、医療費への支援が挙げられている。
- 全国的に、市町村を中心とする多数の自治体で、第3子以降の保育料無償化に独自に取り組んでいる。
- 政府は、平成28年度から、多子世帯を対象とする保育料の軽減措置について、低所得世帯に限り多子計算に係る年齢制限を撤廃したが、幼稚園及び保育所を利用する世帯の半数以上がこの制度の恩恵を受けることができない。
- 放課後児童クラブについては利用料負担軽減の制度自体がない。
- 幼児教育については、段階的無償化が低所得世帯を中心に拡充が行われているが、幼児教育の推進のためには所得に係わらず恩恵を受けられるよう更なる取組みが必要である。
- また、保育料の算定において、ひとり親が所得控除を受けられる寡婦（夫）控除は、婚姻歴のないひとり親には適用されない。平成25年の民法改正により婚姻歴のない男女の子と嫡出子との相続分の同等化が図られたが、同じひとり親でも婚姻歴の有無により経済的負担に格差が生じている。

### 【本県の現状、取組みと課題】

- 本県では、子育てしやすい環境を整備するため、就学の前後を問わず、切れ目のない支援を実施している。
- 具体的には以下の取組みを進めている。
  - ・ 県単独事業として、対象施設に認可外保育施設を加えて保育料の軽減を図っているほか、放課後児童クラブを利用する低所得世帯に対して月額料金の半額相当を支援。
  - ・ 県内の半数の市町村において、同時入所要件を緩和したり、同時入所を問わない軽減策を実施するなどして、多子世帯に対する保育料軽減を実施。
  - ・ 平成27年度は、県内の7市町において、婚姻歴のないひとり親に寡婦（夫）控除をみなし適用することにより、保育料軽減を実施。
- 多子世帯の経済的負担の軽減のため、また、独自に軽減措置を図っている市町村の負担が大きいため、多子計算に係る年齢制限の撤廃が必要である。
- 住所地によって受けられる支援に差が出ていることから、利用者負担徴収基準額における所得階層の認定において、寡婦（夫）控除をみなし適用することにより全国一律の制度とする必要がある。

### 【放課後児童クラブの状況】



## 子どもの貧困対策の継続的な展開

【内閣府政策統括官（共生社会政策担当）】

【文部科学省 高等教育局】

【厚生労働省 雇用均等・児童家庭局】

### 【提案事項】 予算拡充 予算創設

- (1) 貧困な状態にある子どもの学習支援の予算を増やすとともに、給付型奨学金制度及び就労に有利な資格取得の支援制度を創設すること
- (2) ひとり親への高等職業訓練促進給付金の支給額の増額を図ること
- (3) 児童養護施設退所者への指導を行う職員等の配置加算を行うとともに、施設を退所し進学する者に対する給付型の奨学金制度を創設すること

新規

### 【提案の背景と課題】

- 貧困の連鎖を解消するためには、子どもに対する教育を充実させ、将来に夢と希望をもてるようにすることが重要である。このため、学校における教育の充実に加え、市町村やNPO等が取り組む子どもの学習支援に対する財政支援の強化が必要である。
- 貧困な状態にある子どもの進学を支援するため、給付型の奨学金制度の導入するとともに、貧困な状態にある子どもの看護師や保育士、調理師等の資格取得を支援するため、ひとり親家庭同様、就学期間中の生活費等を補助する制度が必要である。
- 高等職業訓練促進給付金について、ひとり親家庭の親が安心して資格取得に取り組むことができるよう、支給額の増を図る必要がある。
- 児童養護施設では、児童が入所した段階から、就職や進学（自立）に向けた生活指導等を行うとともに、退所後も精神的な拠り所として継続的な相談、助言、指導に取り組める職員が必要である。また、近年増加している発達障がい児については、退所後も社会の中で自立することができるよう、学校等と連携しより早い段階から精神面を含む生活全般について継続的に指導を行うことができる職員が必要である。
- 児童養護施設退所者等が、経済的な理由により進学を諦めることがないよう、退所後の進学に係る生活費や家賃の貸付けに加え、入学金等に対応できる給付型の奨学金が必要である。



### 【全国の現状と政府の取組み】

- 政府は、子どもの貧困問題に対応するため、子どもの貧困問題対策の推進に関する法律の施行（平成 26 年 1 月）を踏まえ、平成 26 年 8 月に子供の貧困対策に関する大綱を策定。
- 政府は、平成 27 年度補正予算において、児童養護施設退所した者に対する就職・進学支援として生活費、家賃、資格取得費の貸付制度（返還免除規定あり）を創設している。

### 【本県の現状、取組みと課題】

- 山形県は、「ストップ!! 貧困の連鎖～誰もが希望をもって、人生を切り拓き、自立して暮らせる山形県～」を目標とする山形県子どもの貧困対策推進計画を策定し、①教育の応援、②子育て・生活の応援、③仕事の応援、④相談・支援体制の整備の 4 本の柱に沿って施策を展開することとしている。



- 特に、貧困に陥りやすいひとり親家庭に対する相談・支援機能を強化するため、平成 28 年度に「ひとり親家庭応援センター（仮称）」を新たに設置し、相談・支援機能を強化することとしている。
- また、「ひとり親家庭資格取得応援プロジェクト」を実施し、資格取得のため養成機関に入学するひとり親に対し、入学準備金の貸付け、修学期間中の生活費や家賃補助、就職準備金の貸付けまでパッケージ型の支援を実施することとしている。特に、生活費の上乗せ及び家賃補助については、本県が独自に市町村と連携して実施する予定である。
- 児童養護施設の職員は、入所児童への学習支援や話し相手、相談にのるといった関わりをもちながら、夜勤を伴う厳しい勤務を行っているため、学習に遅れがちな児童等へのケアが手薄となりやすい。特に、ADHDや発達障がいのある児童等が年々増えており、より丁寧な対応が必要である。
- 大学入学金や学費の問題など、経済的な理由で、大学進学等を希望する児童が、希望する進路を断念することのないよう、経済的な支援が必要である。

世帯人員別のひとり親家庭の家計収支シミュレーション（初年度）

		2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
収入	高等職業訓練促進給付金	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金（入学準備金）	500,000	500,000	500,000	500,000
	児童扶養手当	504,000	594,000	648,000	702,000
	児童手当	180,000	300,000	420,000	600,000
	収入計	2,384,000	2,594,000	2,768,000	3,002,000
支出	最低生活費	1,580,990	2,282,750	2,811,478	3,873,337
	看護学校の入学金	550,000	550,000	550,000	550,000
	看護学校の授業料	750,000	750,000	750,000	750,000
	支出計	2,880,990	3,582,750	4,111,478	5,173,337
不足額（収入－支出）		-496,990	-988,750	-1,343,478	-2,171,337

注：2人世帯（3歳未満1人）、3人世帯（3歳未満1人、3歳～小学1人）、4人世帯（3歳未満1人、3歳～小学2人）、5人世帯（3歳未満2人、3歳～小学2人）

最低生活費は「都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、捕捉率の検討」（山形大学戸室健作准教授）より

入学金、授業料は山形厚生看護学校の場合を使用

## 子ども・子育て支援新制度における施策等の拡充

【内閣府 子ども・子育て本部】

【厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課、総務課少子化総合対策室】

### 【提案事項】 **予算拡充**

「子ども・子育て支援新制度」において、認定こども園や保育所などでの教育・保育の「質の改善」や、施設整備など「量の拡大」に向けた以下の取組みをより一層推進すること

- (1) 保育士の給与水準の引上げなど保育士確保に向けた施策を確実に推進すること
- (2) 保育所等における保育士の配置基準の改善（1歳児5名に対し保育士1名など）を確実に実施すること
- (3) 障がい児の受入れ人数に応じた支援制度を創設することにより、障がい児保育の充実を図ること
- (4) 放課後児童クラブにおける職員の処遇向上を図るとともに、障がい児の受入れに対応するため、受入れ人数に応じた支援制度に拡充すること
- (5) 病児保育事業の普及のため市町村が取り組みやすい制度に拡充すること
- (6) 新制度の確実な推進のため、実現に必要な財源を確保すること

### 【提案の背景と課題】

- 保育士は他職種に比べ給与水準が低いことから、更なる処遇の向上が必要である。全国で保育士の奪い合いが起きていることから、今後も人材育成を含めた総合的な保育士確保に政府を挙げて取り組む必要がある。
- きめ細かな保育のためには、現在の保育士配置基準では保育士の負担が大きく配置基準の見直しが必要であるが、平成29年度までの実施を目指すとしてされている1歳児の配置基準の見直しが未実施。
- 保育所等での障がい児受入れに対しては、障がい児2人に対し保育士1人の配置となるよう地方交付税措置がなされているが、保育現場においては障がい児と保育士の配置は1：1に近い配置であり実態と乖離がある。近年、「気になる子」への対応も必要性が増していることから、これらに対応する支援制度を創設する必要がある。
- 放課後児童クラブにおける障がい児の受入れに対しては、受入れ人数に応じて細分化した支援制度とする必要がある。
- 病児・病後児保育に対する子育て家庭からのニーズは相当高いが、施設の性格上稼働率が安定しないため、現行の補助制度で採算をとれないため、補助基準額基本分を引き上げるとともに加算区分の細分化が必要である。
- 新制度施行後も、保育ニーズに的確に対応するため、地域子ども・子育て支援事業及び市町村整備計画に基づく保育所等の整備のための財源が必要であるが、今後の保育の質及び量の拡充に必要な財源の確保が不透明。

### 【全国の現状と政府の取組み】

- 政府は、少子化の進行や待機児童問題などを踏まえ、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」を本格実施し、「幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進」と「教育・保育の質的改善、量的拡大」を図っている。
- 平成 27 年度は、3 歳児について 15:1 で職員を配置する場合の加算制度の創設や、職員給与の+3%の改善が実施されたが、平成 29 年度までの実施を目指すとしている。1 歳児の配置基準の見直しや、職員給与の+5%の改善は未実施となっている。
- 平成 27 年 11 月の保育士の有効求人倍率は全国平均で 2.09 倍となり、全国で保育士の奪い合いが起きていることから、政府においては、平成 27 年 1 月に策定した「保育士確保プラン」を推進することとしている。
- 放課後児童クラブにおける障がい児の受入れに対しては、平成 27 年度から 5 人以上障がい児を受け入れるクラブについて職員 1 名分を追加配置する補助制度が創設された。
- 平成 27 年度から、病児保育事業は、市町村が地域の実情に応じ、子ども・子育て支援事業計画に従って実施する、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置づけられた。
- こうした制度改革は財源の確保を要するが、全てを実施するためには消費税引上げによる財源では不足することが明らかになっている。

### 【本県の現状・取組みと課題】

- 本県では、男女が共に働き、共に家事や育児を行う社会を実現するため、保育サービスの充実に取り組んでいる。
- 具体的には、以下の取組みを進めている。
  - ・ 保育士が安心して保育に従事できる環境を整えるため「山形県保育士サポートプログラム」を策定し、人材育成と確保、離職防止、キャリアアップ、再就職支援として、若年保育士の正規雇用を増やす場合の奨励金の交付、新任保育士を対象にした合同入職式の開催、保育士・保育所相談窓口の設置等を実施
  - ・ 産休等の代替職員を臨時採用する際の人件費や、年度途中からの保育所入所に対応するために、あらかじめ年度当初から保育士を採用する際の人件費に対する支援
  - ・ 県内には、独自の保育士配置基準を設定し、加配している市町もある。
- (例) 0 歳児 3:1⇒2:1 1・2 歳児 6:1⇒5:1、4:1 3 歳児 20:1⇒15:1
- ・ 小規模放課後児童クラブに対する運営費支援や処遇改善事業の実施、障がい児を 3 人または 4 人受入れているクラブに対する支援の実施
- 保育所等において個々の児童の状況に応じて安全できめ細かな保育を確保するためには、現在の保育士配置基準では保育士の負担が大きく、更なる処遇の向上と配置基準の見直しが必要である。
- 保育所等における障がい児の受入れに対しては、障がい児 2 人に対し保育士 1 人の配置となるよう地方交付税措置がなされているが、保育現場においては障がい児と保育士の配置は 1:1 に近い配置となっている。近年、軽度の発達障がい疑われる「気になる子」が増えていることから、障がい児の受入れ人数に応じた支援制度を創設する必要がある。
- 放課後児童クラブにおける障がい児の受入れに対しては、受入人数に応じて細分化した支援制度とする必要がある。
- 病児・病後児保育に対する子育て家庭からのニーズは相当高いが、施設の性格上稼働率が安定しないため、現行の補助制度で採算をとることは難しい。このため、補助基準額基本分の引き上げと加算区分を細分化する必要がある。
- 新制度施行後も、保育ニーズに的確に対応するため、地域子ども・子育て支援事業及び市町村整備計画に基づく保育所等の整備に要する財源を確実に確保する必要がある。

# 未来を切り拓く若者政策の推進

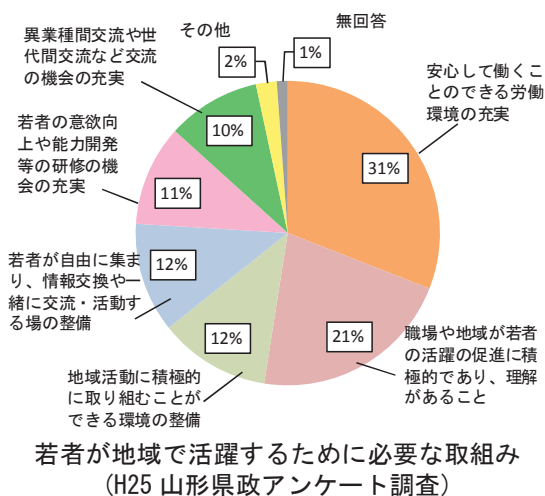
【内閣府 政策統括官（共生社会政策担当）】

## 【提案事項】 予算拡充

- (1) 地域で活躍できる若者の育成やそれを応援する地域環境づくりなど、地域の実情に即した施策を推進するための「子ども・若者育成支援交付金」を創設すること
- (2) 社会生活に困難を有する若者やその家族を支援する「子ども・若者総合相談センター」の設置と安定かつ継続的な運営を行うための補助制度を創設すること

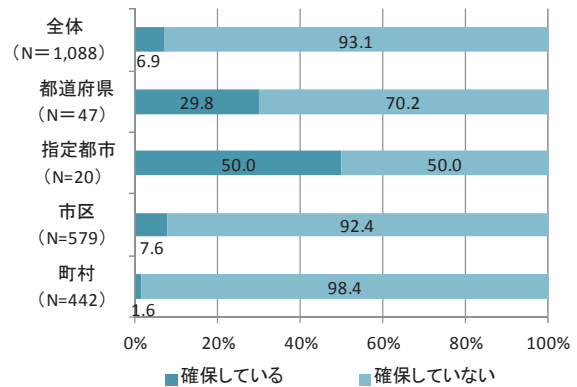
## 【提案の背景と課題】

- 人口減少が急激に進展する中、一億総活躍社会の実現にあたっては、ひきこもり等社会参加に困難を有する若者をはじめ、すべての若者が夢と希望を持ち、持てる力を十分に発揮して、生き生きと活躍できる社会づくりが重要な課題となっている。
- このためには、地域づくりなどに積極的に取り組む若者の活動を応援し、住民の方と力を合わせて、地域の活力づくりを推進していくことが効果的である。
- また、ひきこもりなど社会参加に困難を有する若者の支援の重要性が指摘されており、こうした若者や家族が安心して地域で生活できる体制の構築が必要である。



### 【全国の現状と政府の取組み】

- 地域で活躍する若者の応援についてはH28年2月に閣議決定された子供・若者育成支援推進大綱に重点課題と新たに追加され、地域おこし協力隊の推進や若者の社会貢献活動に対する内閣総理大臣表彰の創設などが盛り込まれた。
- 子ども・若者育成支援推進法で設置が努力義務とされている「子ども・若者総合相談センター」の機能を確保している全国の自治体は、6.9%にとどまり、都道府県でも3割に満たない状況であり、設置や安定した運営に対する政府の支援が求められる。



子ども・若者総合相談センターの機能確保状況  
(H26.11 内閣府 地方公共団体における困難を有する子供・若者の支援に関する調査)

### 【本県の現状、取組みと課題】

- 本県では、平成27年3月に策定した「山形県子ども・若者ビジョン」の柱に「若者が活躍できる環境づくりの推進」と「困難を有する子ども・若者や家族への支援」を掲げ、次の施策を講じている

#### 《元気な若者等対象》

地域活性化や県政課題への対応に向けた若者の主体的な取組みに対する助成や若者顕彰事業などにより、若者が活躍できる環境づくりに取り組んでいる。若者が意欲や自信を持って、活動を継続し活躍するためには、若者を応援する全国的な気運を醸成し、各自治体がそれぞれ取組みを推進することが不可欠である。

#### 《社会的自立が困難な若者対象》

平成25年度に実施した、困難を有する若者に関するアンケート調査の結果を受け、県内4ブロックにNPOとの協働による相談支援拠点を設置し、居場所づくりや家族への支援、地域での理解促進や協力の気運醸成など地域の実情に応じた取組みを実施している。社会参加に困難を有する若者や家族が安心して生活できる環境づくりを推進するためには、民間団体との協働によるきめ細やかな支援サービスの提供が有効であるため、こうした民間団体が継続して安定した運営ができる支援が必要である。



県の助成制度を活用した若者グループによる障がい者駐車場の塗装ボランティア「ブルーペイント大作戦」



山形県若者相談支援拠点チラシ

## 経済・社会を活性化する女性の活躍促進

【内閣府 男女共同参画局 推進課】

【厚生労働省 雇用均等・児童家庭局】

### 【提案事項】 予算拡充 規制強化

- (1) 従業員 300 人以下の中小企業が進める女性活躍推進の取組みに対する奨励金の増額等、インセンティブを高め、中小企業における取組みを加速化すること **新規**
- (2) 男性の育児・介護参画のための有給の特別休暇制度の創設と、年次有給休暇の取得を義務付ける関係法令の早期成立を図ること **新規**
- (3) 長時間労働を是正するため、時間外労働の上限設定や勤務間インターバル制度を創設すること **新規**
- (4) 短時間勤務やフレックスタイム制度のほか、スポット在宅勤務等、育児や介護との両立を支える柔軟で多様な働き方の導入支援策を拡充すること **新規**
- (5) 全ハローワークにマザーズコーナー（託児併設）を設置すること
- (6) 「地域女性活躍推進交付金」の増額と恒久財源化を図ること

### 【提案の背景と課題】

- 従業員 300 人以下の中小企業が約 99%を占める本県においては、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定が進まず、企業の取組みの停滞が懸念されることから、**政府による積極的な周知活動や奨励金の増額等により、中小企業の計画策定を進め、取組みを推進**する必要がある。
- 今後構築することとしている、認定制度を活用した女性の活躍推進に取り組む企業を評価する仕組みにおいて、中小企業がより評価される仕組みとし、公共調達における中小企業の受注機会の増大につなげるなど、地方における女性の活躍推進の取組みを加速化する必要がある。
- 全ハローワークへのマザーズコーナーの設置に加え、都道府県がハローワークと連携して設置している就業のワンストップ相談窓口は、「子どもを預かってもらえて就職活動に専念できた」、「相談員に自分の強みを引き出してもらえたことで就職に結びついた」といった声があるなど、**就業への不安や準備が整っていない女性の相談窓口として重要**であり、継続的運営に対する財政支援が必要である。
- 「地域女性活躍推進交付金」は、補助率 10 分の 8、総額 3 億円であり、財政基盤が弱い自治体においてもウーマノミクスを推進するためには、その増額と全額国庫負担での支援が必要である。

### 【全国の現状と政府の取組み】

- 平成 27 年 8 月に女性活躍推進法が成立し、従業員 300 人以下の企業等は、一般事業主行動計画の策定は努力義務であり、中小企業への普及が課題である。
- 労働者に年間 5 日の年次有給休暇の取得を義務付ける「労働基準法の一部を改正する法律」は国会で継続審議となっている。
- 育児・介護を理由とした離職が多い。(第 1 子出産後の女性の離職率は約 6 割で 20 年間変動なし。また、年間 10 万人が介護に従事するために離職。)
- 女性の再就業を支援するマザーズハローワーク及びマザーズコーナーの設置数は、全国 544 か所のハローワークのうち 184 か所 (H27. 10 現在) で、約 3 割に留まっている。平成 28 年度はマザーズコーナー 5 箇所増設予定。
- 「地域女性活躍推進交付金」は、平成 25 年度補正予算の創設当時、補助率 10 分の 10 であったが、平成 26 年度補正予算より、補助率 10 分の 8 となっている。平成 27 年度補正予算では、さらに前年度 4 億円から 3 億円に減額されている。

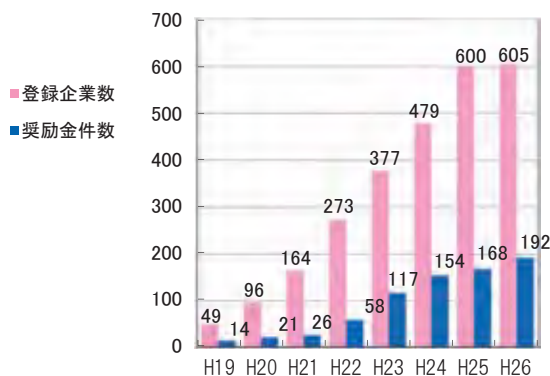
### 【本県の現状、取組みと課題】

- 本県では、平成 28 年 3 月に、新たな男女共同参画計画及び女性活躍推進法に基づく推進計画を策定し、施策の充実に努めている。具体的な取組みは以下のとおり。
  - ・ワーク・ライフ・バランス (WLB) 推進協定の締結 (平成 21 年度)
  - ・ワーク・ライフ・バランス (WLB) 優良企業の知事表彰 (平成 21 年度～)
  - ・マザーズジョブサポート山形の開設 (平成 26 年度) 及び県内全域での出張相談・セミナーの開催 (平成 27 年～)
  - ・やまがた企業イクボス同盟の設立 (平成 27 年度)
  - ・女性活躍推進法に基づくやまがた女性活躍応援連携協議会の設置 (平成 28 年度)
  - ・山形いきいき子育て応援企業制度の充実

WLB 推進及び女性の活躍推進に積極的に取組む企業を認定する制度を創設 (平成 19 年度)。小学校就学前の子を養育する女性を雇用した場合の奨励金の新設、男性の育児休業取得に対する奨励金の拡充 (平成 27 年度)、役員・役職への女性登用に対する奨励金交付の新設 (平成 28 年度) など、企業の取組みに対するインセンティブを充実。

- これらの取組みにより、認定企業は年々増加しているものの、企業における女性の活躍推進や WLB 推進の取組みが県内企業全体には至っておらず、時限立法である女性活躍推進法成立から早期に、地方の中小企業における取組みを加速化する政策が必要である。
- 平成 27 年度補正予算で予算化された地域女性活躍推進交付金は、女性の職業生活における活躍の推進を対象としており、広く女性の活躍推進に活用できない。さらに、自治体の持ち出しもあり、女性の活躍推進を加速化するには、交付金を増額し、地域の実情に合わせた多様な取組みへの政府の継続的な支援が必要である。

社・件



子育て応援企業の状況



マザーズジョブサポート山形

## 地方大学の機能強化

【文部科学省 高等教育局 大学振興課、国立大学法人支援課】

### 【提案事項】 **予算拡充**

地方における知の拠点である大学が、地方創生に貢献していけるよう、入学定員を増員するとともに、運営の基盤となる国立大学法人運営費交付金等の充実を図ること

### 【提案の背景と課題】

- 地方大学は若者を留める受け皿になっているとともに、**地方創生に向けてその果たす役割が重視**されており、「地元企業への就職の向上・地元定着・若者定着」や「地域ニーズに対応した人材育成」、「地方課題の解決への貢献」など、これまで以上の取組みが期待されている。
- 山形大学では、有機エレクトロニクス等の先導的な分野における研究開発・人材の集積・技術の実用化や、地（知）の拠点大学による地方創生推進事業による雇用創出や地元就職者の増に取り組んでおり、さらに入学定員を増員することで、若者定着の一層の促進が期待される。
- 全国の国立大学の収入構造を見ると、競争的資金の多くが東京大学や京都大学など大都市圏の大規模大学に集中する一方で、地方大学は、運営費交付金の占める割合が8割前後となっており、地方の大学ほど経営環境は厳しさを増している。
- 地方の大学の運営基盤を支える運営費交付金等については、教育研究活動の基盤的部分がしっかり確保されるとともに、地方における大学の役割等を踏まえ、地方の大学に対して**重点的かつ継続的に配分**される必要がある。



山形大学小白川キャンパス



有機エレクトロニクス分野における実証研究拠点  
有機エレクトロニクスイノベーションセンター



### 【全国の現状と政府の取組み】

- 地方の若い世代の多くが、大学等の入学時と卒業時に東京圏に流出。
- 政府は、地方大学の活性化により地方への新しいひとの流れをつくることを目指し、「大学の機能強化」、「地元定着」、「人材育成」を推進。
- 国立大学の運営基盤をなす政府の運営費交付金は、この10年間で約1千億円削減されている。
- 平成28年度運営費交付金の総額は前年度と同額が確保されているが、その一部を一旦削減し、各大学の取組みに応じた3つの重点支援の枠組みにより再配分しており、この方式は平成29年度以降も継続される見込み。

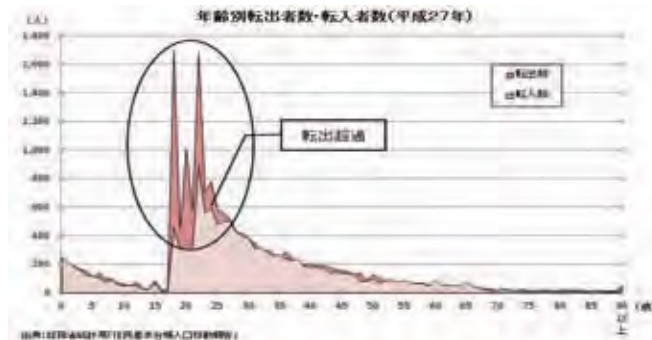


#### 3つの重点支援の枠組み

- ① 地域ニーズに応える人材育成・研究を推進
- ② 分野毎の優れた研究教育拠点やネットワークの形成を推進
- ③ 世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進

### 【本県の現状、取組みと課題】

- 大学等への進学と就職時の人口流出が大きくなっている。



平成27年1年間における本県の社会増減を年齢階級別に見ると、「15～19歳」が1,423人、「20～24歳」が2,064人の転出超過となっており、高校や短大、大学等を卒業する年代の転出超過が顕著。

- 若者の地元定着に向けて、県では大学等と高等学校や経済団体との懇談会の開催などを通じて、地元大学への進学率を高め、卒業後の地元就職を促進している。
- 県内の大学は、地元企業等と連携し、先導的な分野における研究開発・人材集積・技術の実用化を進めているほか、地域と連携しながら、地域課題解決の中心的な役割を担う人材の育成に努めている。
- 具体的には、以下の取組み（成果）を進めている。
  - ・ 県教育委員会と山形大学や東北芸術工科大学との協定締結（地元大学進学促進や探究型学習の推進等に係わる連携推進）
  - ・ 山形大学における地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（雇用創出や地域課題の解決に向けた人材育成の推進）
  - ・ 有機エレクトロニクス分野における実証研究拠点整備（山形大学と企業等が連携した研究成果の事業化・産業化）
- 交付金等のさらなる削減は、大学の運営基盤を脆弱にし、教職員の削減や教育の質の低下、さらには学生定員の削減にもつながりかねず、地方創生の流れに逆行する恐れがある。
- 運営費交付金の重点支援の枠組みに応じた再配分は、運営費交付金の一部を削減した財源により実施されており、今後の配分がどのようになるか不透明な状況である。

## 伝統的工芸品産業等の人材確保のための支援強化

【経済産業省 商務情報政策局 伝統的工芸品産業室】

### 【提案事項】 予算拡充 予算創設

伝統的工芸品産業の振興に向けて、工芸品の販路拡大に繋がる事業を充実させるとともに、伝統的技術・技法を継承する新たな担い手の確保・育成に対する支援を行うこと。また、伝統的工芸品の指定を受けていない伝統工芸に対しても、同等の支援を行うこと。

### 【提案の背景と課題】

- 伝統的工芸品産業を取り巻く環境が厳しい状況にある中、伝統工芸を守り、産業振興を図るには、売上げ増により経営を安定させ、次代を担う人材を確保していく必要がある。
- 政府は、「伝統的工芸品産業支援事業」（平成 28 年度当初予算 4 億円）による産地組合が実施する振興事業への支援、「伝統的工芸品産業振興補助金」（平成 28 年度当初予算 7 億円）による一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会が実施する事業への支援を行っているが、今後も継続的に支援することが求められている。
- 経営安定に向けては、輸出も含めて販路開拓に繋がる新商品開発や展示会等の開催を継続・強化していくことが必要である。
- 人材確保のためには、担い手を目指す者が、初期の段階で一定の収入を得ながら技術を習得できる環境を整えることにより、これら産業への定着を図る効果が期待できるが、産地組合が行う後継者育成事業への支援は受講者への支援（給与、福利厚生費等）が対象外となっており、事業者だけでは資金的に困難な状況にある。このため、給付金等による就業支援を行うことにより、新規参入意欲を向上させることが求められている。
- 伝統的工芸品の指定を受けていない伝統工芸品等の地場産業も同様に厳しい環境であり、伝統的工芸品と同等の支援が求められている。



【山形鋳物】



【山形仏壇】



【天童将棋駒】



【置賜紬】



【羽越しな布】



羽越しな布

2泊3日でのしな織体験研修

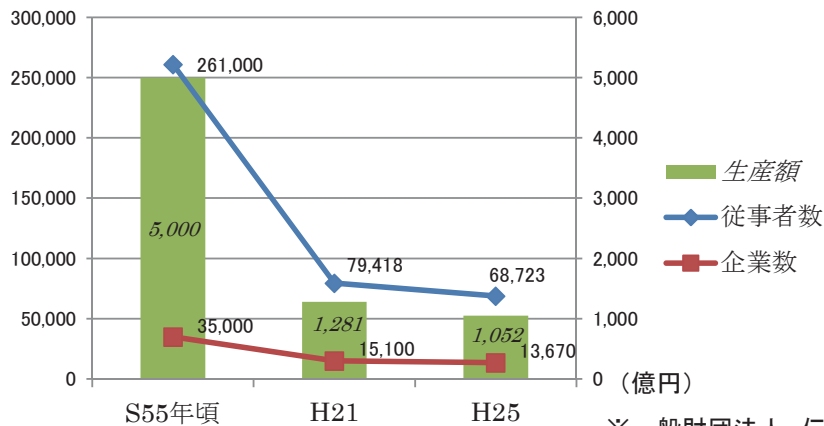
山形県の伝統的工芸品

山形県担当部署：商工労働観光部 商業・県産品振興課 TEL：023-630-2542

### 【全国の現状と政府の取組み】

- 地場産業の中核を担ってきた伝統的工芸品産業の不振が、地域経済に与える影響を回避するため、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」(昭和 49 年公布)により、経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品(222 品目)の産地組合等による新商品開発、展示会等の需要開拓事業、研修による後継者育成事業への補助が実施されてきた。
- 政府は、産地組合による振興事業の支援のほか、現在の多様な消費者ニーズに即した独自の商品作りや適切な販路開拓を支援するため、海外展開の支援や小売店・バイヤー・デザイナーとのネットワークの構築を実施している。

【伝統的工芸品産業の従事者数・生産額の推移】



※一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会調べ

### 【本県の現状、取組みと課題】

- 伝統的工芸品として本県では「山形鋳物」「置賜紬」「山形仏壇」「天童将棋駒」「羽越しな布」の5つの品目が指定されており、地域経済を支える地場産業としてその技術が伝承されてきたが、生活様式の変化による消費者ニーズの低下に伴い生産量が減少、後継者の確保、技術の伝承が大きな課題となっている。伝統的工芸品産業の経営基盤を確立するため、政府の支援に呼応する形で、販路拡大事業への支援を行っている。
- 具体的には、以下の取組み(成果)を進めている。
  - ・ 伝統的工芸品産業産地補助事業
  - ・ 一般財団法人伝統的産業振興協会事業への参加支援(伝統的工芸品展WAZA)
  - ・ 米沢織物担い手育成事業(H22~H27 緊急雇用基金)  
産地組合が1年間給与を支給し、研修実施。延べ37人を雇用、14名が定着。
- 「伝統的工芸品産業支援事業」「伝統的工芸品産業振興補助金」による振興事業では、人件費が対象外となっており、新たな担い手の確保が困難な状況にあることから、一定の収入を得ながら技術を習得できる環境が求められている。
- 伝統的工芸品の指定を受けていない伝統工芸品等の地場産業への支援として、県独自で販路拡大の取組みへの支援を行っており、平成28年度からは研修開催経費を補助対象とした後継者育成事業を行うが、伝統的工芸品と同様に、一定の収入を得ながら技術を習得できるよう支援が必要である。



【H28. 2. 18~2. 23 伝統的工芸品展WAZA2016】

## 地域を支える土木技術者の育成に向けた支援

【厚生労働省 職業能力開発局 能力開発課】

【国土交通省 土地・建設産業局 建設業課】

### 【提案事項】 **予算拡充**

本県が平成29年4月の学科開設に向けて準備を進めている県立産業技術短期大学の「土木エンジニアリング科」に係る施設整備と運営等に対して支援すること

- (1) 最新の技術動向を踏まえた実践的な教育環境の整備や新学科開設後の安定的・継続的な運営について支援すること
- (2) 土木施工管理技士の資格取得において、新学科の卒業生が短期大学等の卒業生と同等以上と見なされるよう、指定学科に認定すること

### 【提案の背景と課題】

- 「土木エンジニアリング科」については、全国初の土木系の高度職業訓練の専門課程を創設する取組みであり、補助金や交付金のベースとなる設備等の基準がないが、施工管理や測量等企业ニーズに合った実践的な実習を行う教育環境を整備し、安定的・継続的な運営を図っていくため、職業能力開発校設備整備費等補助金及び離職者等職業訓練費交付金により支援することが必要である。
- 土木施工管理技士の資格取得において、新学科の卒業生が文部科学省所管の短期大学や高等専門学校の卒業生と同等以上と見なされることにより、卒業後の実務経験年数が短縮（1級の場合2年6カ月の短縮）されるよう、指定学科に認定することが必要である。



新学科PR資料

山形県担当部署：商工労働観光部 雇用対策課

TEL：023-630-2378

県土整備部 管理課 県土整備推進室

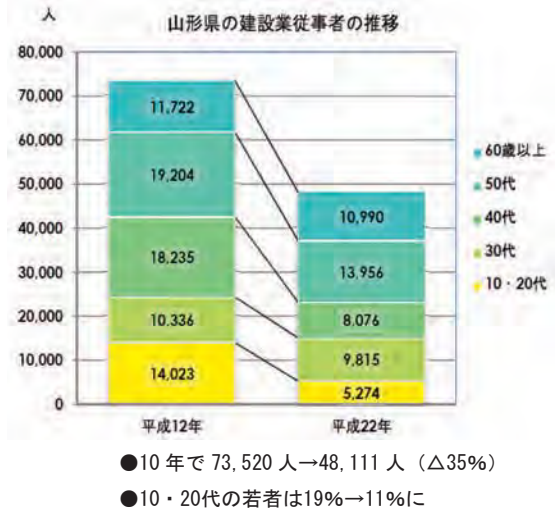
TEL：023-630-2624

### 【全国の現状と政府の取組み】

- 建設産業従事者は、近年の建設投資の急激な減少や従事者の高齢化、若年入職者の減少等により、全国的に減少・不足（平成12年653万人⇒平成22年498万人△24%）しており、この状況は、復興需要等の建設投資の増加によりさらに深刻化している。
- このため、厚生労働省と国土交通省は、建設産業の魅力発信や助成制度の活用促進等、人材確保・育成・移動円滑化施策において、連携して取り組んでいる。

### 【本県の現状、取組みと課題】

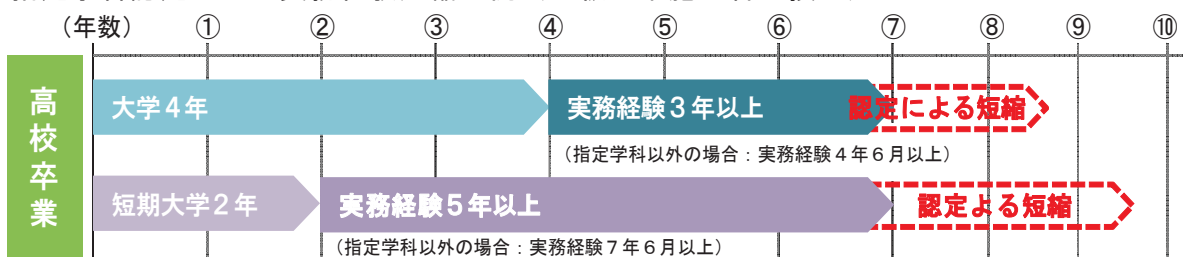
- 県内建設産業の役割は、地域の社会資本整備にとどまらず、社会資本の長寿命化対策、近年多発する自然災害への対応、除排雪等の地域維持活動など、多様化・増大している。
- 一方で、県内の建設業従事者は、平成12年以降の10年間で大幅に減少し、特に若い担い手の不足が深刻化している。
- また、本県は東北で唯一、土木技術者を育成する大学や専修学校、職業訓練施設等がない県であり、志望者の県外や他業界への流出を招く一因となっている。
- このため、平成27年9月に「山形県立産業技術短期大学校土木エンジニアリング科基本構想」を策定するとともに、平成28年度に教室棟を整備することとしている。
- 公共職業訓練において土木系高度職業訓練の専門課程を設置することは、全国初の取組みであり、施設・設備整備やカリキュラム、運営体制等に関する基準がなく、また参考となる事例も限られるなかで、実践的な実習を行う教育環境を整備し、安定的・継続的な運営を図っていくためには、職業能力開発校設備整備費等補助金及び離職者等職業訓練費交付金による支援が必要である。
- また、建設工事の土木技術者として必須となる土木施工管理技士の資格取得において、新学科の卒業生が短期大学等の卒業生と同等以上と見なされる指定学科の認定に向けて申請の準備を進めており、申請後速やかに認定される必要がある。



東北地方の土木技術者育成機関の状況



### 指定学科認定による実務経験短縮の例（1級土木施工管理技士）



## 子どもとじっくり向き合うための教職員配置施策の推進

【文部科学省 初等中等教育局 財務課】

### 【提案事項】 **予算拡充**

- (1) 中学校 3 年生までの 35 人以下学級を早期に実現すること。また、現行配置されている指導方法工夫改善等の国加配数を維持・確保すること
- (2) 特別支援学級における学級編制基準を 8 人から 6 人に引き下げるとともに、通常学級における特別支援教育に係る国加配数を拡充すること
- (3) チーム学校支援体制充実のための、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充すること

### 【提案の背景と課題】

- 本県では、1 学級の児童生徒数が 33 人以下の少人数学級編制を小学校 1 年生から中学校 3 年生までの完全実施を実現しているが、国においては、小学校 1 年生が学級編制基準の改善による 35 人以下学級編制、小学校 2 年生が国加配定数による 35 人以下学級編制にとどまっている。
- 特別支援学級においても学級編制基準を 8 人から 6 人へと引き下げる少人数学級を導入しているが、国においては加配定数による対応にとどまっている。また、通常学級においても比較的軽度の発達障がいのある児童生徒が年々増加しており、現在の教員数では対応できないことから教員を加配している。
- 教員一人ひとりが、子どもとじっくり向き合い、よりきめ細かな指導で教育効果を上げるためには、学級編制基準の引き下げと、通常学級の特別支援教育に係る加配を含め、学校課題に応じた加配定数の拡充が必要である。
- 学校が抱える問題が多様化・複雑化・深刻化する中で、教員に加えて外部専門家を活用したチーム体制を構築し、教育相談体制を整備する必要がある。

■教育山形「さんさん」プラン該当校における少人数指導の様子（左：小学校、右：中学校）



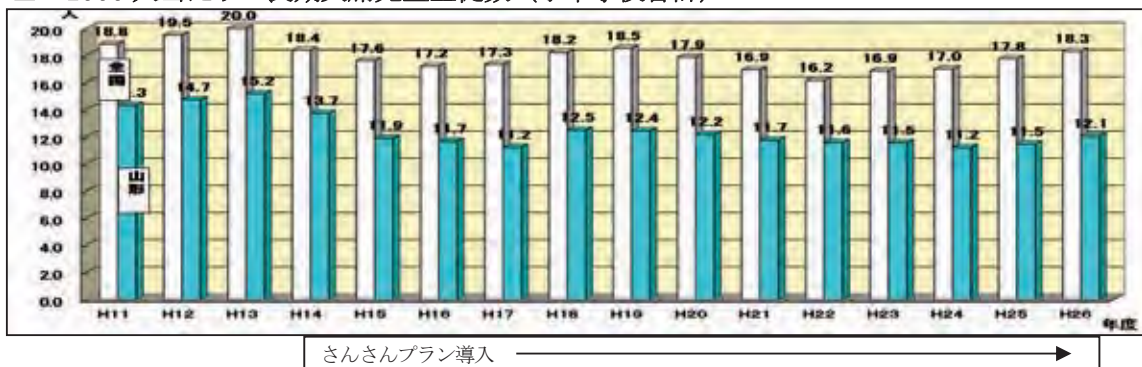
### 【全国の現状と政府の取組み】

- 全国では、平成27年度においては全ての都道府県で独自に30人～38人以下学級とするなどの少人数学級編制を実施している。標準法を超えて教員を配置する財源については、国加配の活用や独自の予算措置によるものなどがある。
- 政府は、平成24年度から小学校1年生の学級編制基準を35人とし、小学校2年生では35人以下学級を実現するための加配を措置している。また、平成28年度政府予算では特別支援教育の充実として新たに50人が盛り込まれるなど、加配定数が改善されている。
- 平成31年度までに全公立小中学校にスクールカウンセラーの配置及び全中学校区にスクールソーシャルワーカーの配置を目標に、補助事業を拡充している。

### 【本県の現状、取組みと課題】

- 本県においては、平成14年度から“教育山形「さんさん」プラン”として中学校3年生まで33人以下の少人数学級編制を実施し、学力向上、欠席児童生徒数の減少などの効果を上げてきた。また、学校が抱える諸課題（小1プロブレム、アクティブ・ラーニング等教科指導の充実、別室登校生徒への支援等）の対策として非常勤講師を配置し、効果検証による改善を図りながら、多様な取組みを効果的に行っている。
- 小中学校において特別支援教育のニーズが高まっており、平成25年度から特別支援学級にも少人数学級編制（標準8人を6人に充実）を導入し、在籍児童生徒の障がいの重度化・重複化に対応している。また、通常学級においても比較的軽度の発達障がいのある児童生徒が年々増加しており、現在の教員数では対応できないことから教員を加配している。
- 本県では、指導方法工夫改善加配等を活用しつつ少人数学級編制を推進しているが、国の加配だけでは十分でなく、諸課題解決のための非常勤講師及び特別支援学級の少人数学級編制を含めて県単独での予算措置が必要な状況である。
- 平成27年度は、スクールカウンセラーは中学校100校中55校の配置、スクールソーシャルワーカーは県内20校、エリアスクールソーシャルワーカー4人の配置にとどまっている。全小中学校へのスクールカウンセラーの配置及び35全市町村へのスクールソーシャルワーカーの配置が必要である。

### ■ 1000人当たりの長期欠席児童生徒数（小中学校合計）



### ■ 学校が支援の際に困難を感じていること

小学校		中学校	
1	学習の遅れ 20.0%	1	学習の遅れ 23.8%
2	対人関係 16.6%	2	対人関係 20.0%
3	不注意 15.0%	3	こだわり 12.4%
4	こだわり 11.8%	4	不安感 10.6%
5	衝動性 10.2%	5	不注意 8.9%

〈通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援状況調査報告書 平成27年8月山形県教育委員会〉

## 小規模校の活性化のための支援の充実

【文部科学省 初等中等教育局 財務課】

### 【提案事項】 **予算拡充**

児童生徒数の減少により、小規模学校の統廃合が進む中、地方創生の視点から、小規模校をより活性化するための支援の充実を図ること

- (1) 複式学級編制の標準について、小学校においては現行の16人を14人に、中学校においては複式学級を廃止すること
- (2) 小学校2・3学年複式や、2・4学年の飛び複式など、教育課程の区分が違ふことで、指導がより困難になる変則複式学級を支援する教員加配を実現すること
- (3) 小中学校の統廃合時の課題を解決するための教員加配の充実を図ること
- (4) 1学年あたり1～2学級の小規模高校における教員加配を実現すること

### 【提案の背景と課題】

- 多人数複式学級は、児童生徒の学習状況に対応した、きめ細かな指導を行うのが困難となっている。特に、通常の低・中・高学年の区分による複式学級に比べ、2・3学年複式や2・4学年の飛び複式などの変則複式学級は、児童生徒の発達段階や教育課程の違いにより、指導がより困難である。
- 児童生徒数の減少により小中学校の統廃合が進められており、本県の小中学校数は、この5年間で65校減となっている。小中学校の学校統廃合については、統合前、統合後の円滑な教育活動及び生徒指導等の課題を解決するためにも、学校規模や地域の実情に応じた支援が求められている。
- 交通の不便な中山間地域においては、都市部の高校に通えない生徒がおり、難関大学進学を目指す生徒や学び直しの必要な生徒など多様な生徒が地元の高校に入学するため、数多くの選択肢を取り入れた教育課程の編成が必要となる。さらに、高齢化の進む地域コミュニティの活性化のために、高校生が地域の行事等に参画する機会も増えており、教員の加配を活用しながら今後も小規模高校を活性化させていく必要がある。



### 【全国の現状と政府の取組み】

- 全国では、小学校における複式学級数は4, 910学級で全体の2.1%（本県は103学級で全体の4.4%）、中学校においては177学級で全体の0.2%（本県は4学級で全体の0.4%）となっている。
- 政府は、平成28年度予算において、「学校現場が抱える課題への対応」235人の中に、「統合校・小規模校への支援」として新たに60人を盛り込み、統合の1年前から統合後の5年間の学校課題解決のための加配や小規模校における質の高い学校教育に向けた加配を措置している。
- 1学年あたり3学級以上の高校では単位制による教員加配があるのに対して、同1～2学級規模の場合は教員加配はない。

### 【本県の現状、取組みと課題】

■ここ5年間の学校数の推移（ ）は前年度比増減

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
平成24年度	292 (▲11)	107 (▲4)	46 (▲2)	11 (±0)
平成25年度	275 (▲17)	103 (▲4)	46 (±0)	12 (+1)
平成26年度	265 (▲10)	102 (▲1)	43 (▲3)	12 (±0)
平成27年度	259 (▲6)	100 (▲2)	42 (▲1)	12 (±0)
平成28年度	252 (▲7)	97 (▲3)	42 (±0)	12 (±0)
増減累計	(▲51)	(▲14)	(▲6)	(+1)

- 本県では、平成25年度、児童数の減少により2・3年と4・5年で、16人の複式学級（多人数かつ変則の複式学級）が2学級生じた小学校に、「複式学級支援」の特別加配措置を行った。また、小規模の中学校は、教員数が限られてくるため、免許教科外の教員による指導が増えないように、免外解消の加配（常勤・非常勤）を配置するなどの支援を行っている。



■多人数かつ変則の複式学級での授業の様子

- 多人数の複式学級では、発達段階の違いを踏まえた、きめ細かな教育を行うことが困難であることから、複式学級編制の標準を見直し、適正な学級規模を実現する必要がある。また、変則複式学級では、発達段階や教育課程の区分の違いに対応したきめ細やかな教育を行うための加配教員が必要である。
- 統廃合を進める小中学校には、統合前については、統合先の学校との交流学习の企画運営や、廃校に伴う帳簿記入や備品等の整理事務などの業務が生じるため、円滑な統合に向けて支援する加配教員が必要である。また、統合後については、児童生徒の生徒指導上の問題、心のケアやサポートなどの対応等の業務が生じるため、課題解決のための加配教員が必要である。
- 中山間地域の高校では、学校規模を維持することが難しくなっているうえに、近隣に他の高校がないため、連携した取組みも困難な状況にある。さらに、学力や進路希望等の点においても多様な生徒が入学している実態がある。

# オリンピック・パラリンピックを見据えた競技力向上やスポーツ施設整備に向けた支援の充実

【文部科学省 スポーツ庁 競技スポーツ課、参事官（地域振興担当）】

【提案事項】 **予算拡充**

- (1) 地方における競技力向上の効果的な取組みを継続的に実施できるよう財政支援を拡充すること **新規**
- (2) 地方におけるスポーツ施設整備に対するスポーツ振興くじ助成金等の対象拡大など財政支援を拡充すること

【提案の背景と課題】

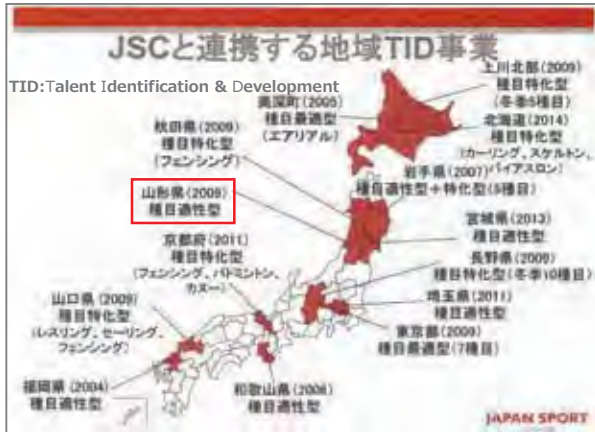
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、スポーツの振興や地域の活性化、国際交流の推進といった様々な効果を日本全体にもたらすものと期待されている。
- 我が国の国際競技力の向上に向けては、地方が発掘した有望選手を数多く政府によるトップレベルの選手の育成・強化プロジェクトにつなげるなど、地方と政府の連携のもとで取り組むことが重要であり、そのためには、地方における次の取組みに対する支援の拡充が必要である。
  - ・優れた指導者やスポーツ医・科学等の専門家による継続的な支援などジュニア期からの一貫した競技力強化の取組み
  - ・地方に移住を希望するアスリートの受入れなど企業におけるスポーツ分野への取組み
- 地方においても、アスリートの活動拠点となるスポーツ施設の一層の充実が期待されている中、本県では、老朽化した施設の大規模な改修等を予定しており、そのためには、学校施設環境改善交付金やスポーツ振興くじ助成金など、スポーツ施設整備に対する支援について、助成対象の拡大や助成額の引上げ等の拡充が必要である。



本県におけるトップアスリート育成のイメージ

### 【全国の現状と政府の取組み】

- 地方では、2020年東京オリンピック・パラリンピックの成功に向けて、それぞれの地域特性を踏まえ、国際大会で活躍できる選手の発掘・育成や、スポーツ活動の拠点となる競技施設の整備、国際的なスポーツ大会の事前キャンプ受入れ準備等、創意工夫ある取組みを展開している。
- 政府は、スポーツ庁を設置し「スポーツ立国」の実現を目指して、スポーツ振興くじの発売による財源等により、地方や競技団体等の取組みを支援している。



○改修した高地トレーニング強化拠点施設（蔵王坊平アスリートヴィレッジ）で事前キャンプ行ったポーランド陸上チーム（2015世界陸上北京大会）

### 【本県の現状、取組みと課題】

- 本県では、オリンピック・パラリンピック等の国際舞台で活躍するトップアスリの輩出を目指し、YAMAGATAドリームキッズをはじめ優れた素質を持つジュニア選手の発掘や、医科学分野を取り入れたトレーニングなど、トップ選手に至るまでの一貫指導体制の確立に向けた取組みを展開している。

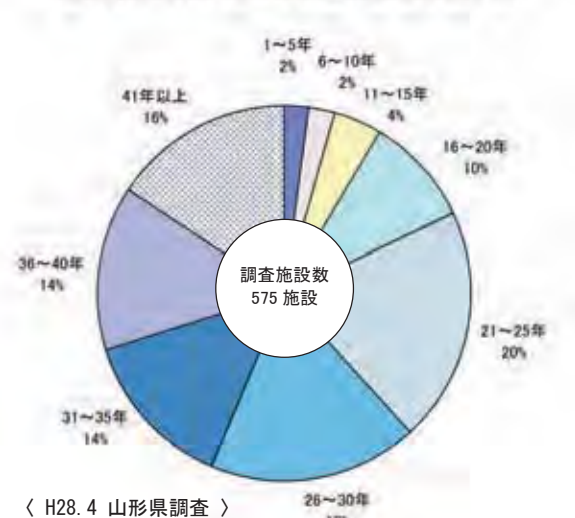
・平成21年度～ 8期生延べ240人のキッズを育成

- 平成26年度からは、本県を幹事県として、岩手・秋田両県と「東北TID（タレント発掘・育成）コンソーシアム」を組織し、より高度な育成プログラムの開発にも取り組んでいるが、本県や3県連携による取組みの一層の推進のためには、十分な財源の確保が課題となっている。

- 本県では、平成4年に開催された「べにばな国体」を契機に多くのスポーツ施設が整備されたが、設置後20年以上経過した施設が80%を超えており、維持修繕等の問題が生じている。

- 本県では、老朽化した市町村のスポーツ施設をはじめ、国際大会を開催できる高度なスポーツ施設や、ナショナルトレーニングセンターの指定を受けた高地トレーニング強化拠点施設など、我が国全体の競技力向上にも資する施設の改修・整備について、県独自の支援制度を創設し市町村に対して支援を行っているが、スポーツ施設の改修・整備のニーズは、年々増加しており、十分な財源の確保が課題となっている。

山形県の公共スポーツ施設の建築経過年数



〈 H28.4 山形県調査 〉

## 地方への移住の促進に向けた環境整備

【内閣府 地方創生推進事務局】

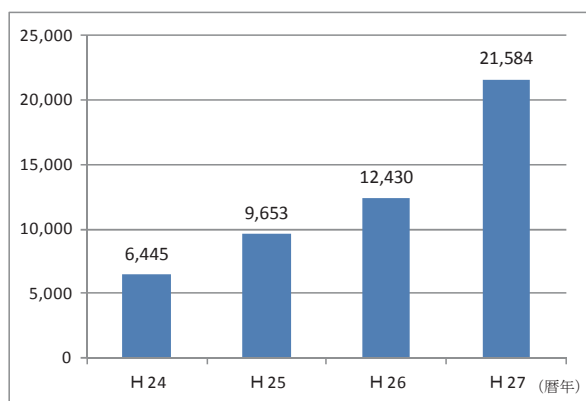
【総務省 自治行政局 地域自立応援課、地域政策課】

### 【提案事項】 予算拡充 予算創設

- (1) 地方への移住につながる事業への支援拡充など、都市と地方の人口還流環境を整備すること
- (2) 「移住者」について、全国的な定義の統一を図り、地方への移住者に対する支援制度を創設すること

### 【提案の背景と課題】

- 東京一極集中が進む中、地方創生を進めるうえで地方への移住促進は政府・地方に共通した大きな課題となっている。
- 一方、こうした取り組みへの政府の支援策としては、地方創生推進交付金などがあるものの、いずれも先駆性や隘路の打開など、先導的な取り組みを支援するものに限定されており、地方における幅広い施策の展開を支えるものとなっていない状況にある。
- 地方への移住を進め、東京一極集中を打破していくためには、地方における多様で幅広い移住施策への財政的支援の拡充など、都市と地方の人口還流に向けた環境を整えていくことが必要不可欠である。
- 地方への本格的な移住を積極的に後押しするため、移住者の定義を明確にし、過疎地域・豪雪地帯などへの移住者に対する支援制度を創設することが必要である。



地方への移住相談件数（※）

※やまがたハッピーライフ情報センターが入居する  
認定NPO法人ふるさと回帰支援センターへの問合せ・来訪者の推移



東京での山形暮らしセミナーの様子

### 【全国の現状と政府の取組み】

- 政府のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、2020年時点で、東京圏から地方への転出を4万人増加、地方から東京圏への転入を6万人減少を目標にしている。
- 政府では、全国移住ナビの運用や、移住・交流情報ガーデンの設置により、情報提供や、地方移住を考える人への仕事・住居・生活環境等についてのワンストップ相談体制の充実を図っている。
- 地方の施策に対する支援策としては、地方創生加速化交付金や過疎地域等自立活性化推進交付金等があるものの、先駆性や隘路を打開する取組みに限定されている。
- 地方への本格的な移住を進めるためには、移住者を後押しする支援策が求められる。移住者の定義を定め、政府による具体的な支援が必要である。

### 【本県の現状、取組みと課題】

#### 1 本県の現状、取組み

- 首都圏における移住交流の新たな拠点として、平成27年度に「やまがたハッピーライフ情報センター」を有楽町に開設し、移住コンシェルジュによる相談対応と県内就職に関する支援サービスを一体的に行う体制を構築している。
- また、管内全市町村と県出先機関で構成する「移住交流推進協議会」を県内の4地域に設置し、県と市町村が連携した取組みを展開しているところである。
- この協議会が中心となり、今後は、先輩移住者との交流や就業体験、技術習得など多様な短期滞在プログラムの展開や、空き家バンクの設置拡大、移住者の身近な相談に対応する移住サポーターの設置促進など、移住定住に向けた受入体制の整備を強化していくこととしている。



移住体験プログラムでの地域との交流

#### 2 課題

- 全市町村で実施している移住交流に係る取組みに対する支援については、先駆性や隘路を打開する取組みはもとより、都市と地方の人口還流環境を進めていくための基盤となる重要な取組みとして幅広い支援が必要である。
- 全国的な移住促進の観点から、豪雪地帯や首都圏から遠方の自治体は、他地域と比較してハンディキャップがあることから、そうした地域への一段の支援が必要である。

## 地方創生の実現に向けた住宅リフォームの推進

【国土交通省 住宅局 住宅総合整備課】

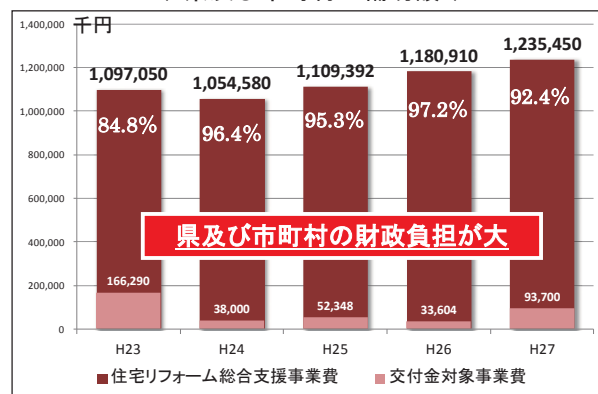
### 【提案事項】 予算拡充

地域経済に対する大きな波及効果が期待できるよう、本県が実施している「住宅リフォーム総合支援事業」と同様の、住宅のリフォームを推進する事業を、社会資本総合整備交付金の「対象事業費に上限のない基幹事業」として創設するとともに、社会資本総合整備交付金（住宅局分）の予算枠の拡充を図ること

### 【提案の背景と課題】

- 近年、ライフスタイルの変化にあわせて、住宅の品質や機能の向上による、質の高い住環境や暮らしの快適性が求められている。その実現に向け、既存ストックの有効活用や経済的な負担軽減の観点から、住宅のリフォーム需要が高まっている。
- 県及び市町村で実施している住宅リフォーム総合支援事業は、このような需要に対応するとともに、三世帯同居世帯や子育て世帯、移住世帯の居住環境の向上による人口減少対策、増加を続ける空き家をリフォームし利用することによる活用促進、リフォーム工事を支える大工職人の技術の維持・向上による人材育成、新たなリフォーム需要の喚起による経済波及効果など、幅広い効果が期待できることから、地方創生に大きく寄与する事業である。
- しかしながら、住宅リフォーム総合支援事業は、地方公共団体の財政負担が大きく、事業を継続して実施するためには財源の確保が課題である。
- よって、地方公共団体が策定する計画等に基づき実施する、住宅のリフォームを推進する事業を、社会資本総合整備交付金の基幹事業の一つである「地域住宅政策推進事業」から独立させ、対象事業費に上限設定のない基幹事業として創設するとともに、社会資本総合整備交付金を地方公共団体の安定した財源として活用するため、住宅局分の予算枠を拡充する必要がある。

【住宅リフォーム総合支援事業費の推移】  
（県及び市町村の補助額）



### 【全国の現状と政府の取組み】

- 政府では、住生活基本計画〔全国計画〕を改定し、「リフォーム等による安全で質の高い住宅への更新」などを施策目標に掲げ、リフォーム市場の拡大などを主要な施策に位置付けている。  
【成果指標の例】 リフォームの市場規模（7兆円（H25）→12兆円（H37））
- 政府では、地方公共団体が行う住宅施策を支援するため、社会資本総合整備交付金を交付している。しかし、国が推進しているリフォームの促進に資する事業などは、交付金制度では対象事業費に上限のある基幹事業に位置付けられている。
- 全国におけるリフォーム関連事業の実施団体数は以下のとおりであり、多くの地方公共団体で実施中である。
  - ・リフォーム補助を実施している地方公共団体数 1,561団体  
※平成27年一般社団法人住宅リフォーム推進協議会の調査結果
  - ※全国の地方公共団体（47都道府県と1,741市区町村）のうち87.3%で支援事業を実施

### 【本県の現状、取組みと課題】

- 本県の建替え及びリフォーム件数の推移は以下のとおりである。

区 分	H15	H20	H25
リフォーム件数／年	8,800件	15,780件	18,600件
建替え件数／年	2,200件	1,620件	1,280件

※住宅・土地統計調査結果。

**リフォーム件数が増加する一方、建替え件数が減少**

- 住宅リフォーム総合支援事業の概要は、以下のとおりである。

#### 【対象工事】

住宅の質を向上させる要件工事（①部分補強・②省エネ化・③バリアフリー化・④県産木材使用・⑤克雪化）のいずれかを含むリフォーム工事

#### 【補助金額等】

**人口減少対策世帯を対象に補助金額を嵩上げ**

	一般リフォームタイプ	県産木材多用タイプ	空き家活用タイプ
一般型（世帯要件なし）	補助率10% 上限20万円	補助率10% 上限30万円	補助率10% 上限30万円
人口減少対策型（三世帯・移住・近居移住・子育て世帯）	補助率20% 上限30万円	補助率20% 上限40万円	補助率20% 上限40万円

※表中の金額は県補助額の上限であり、この他に市町村が上乗せ補助金を交付している。

#### 【これまでの利用状況】

単位：千円

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	累計
件 数	2,972	3,568	4,104	3,663	3,735	18,042
対象工事費	7,781,676	8,945,554	10,549,717	9,193,376	9,747,540	46,217,863
補助金額	688,511	802,324	953,350	897,606	970,073	4,311,864
経済波及効果	約120億円	約138億円	約163億円	約142億円	約150億円	約714億円

※平成27年度はH28.1月末現在の数値である。

**対象工事費は補助金の約10倍・経済波及効果の総額は約714億円（山形県産業連関表により算出）**

#### 【平成27年度の利用件数の内訳】

- ・全体利用件数 3,735件（うち 人口減少対策型 492件）

**三世帯同居世帯や子育て世帯の利用が約13%**

#### 【制度利用者の声（H26利用者を対象としたアンケート結果）】

項 目	調査結果
申請者の年齢	60歳以上の高齢者の申請が約69%
工事の動機	補助制度があったことで工事を実施した方が約15%
追加工事の有無	補助制度があったため追加工事を実施した方が約42%

**高齢者世帯のリフォーム需要の高さが伺える・支援制度が一定の需要喚起に貢献**

## 都市の高齢者の地方への移住促進

【内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局】

【総務省 自治行政局 地域力創造グループ】

【厚生労働省 老健局 高齢者支援課】

【厚生労働省 保険局 国民健康保険課】

【厚生労働省 保険局 高齢者医療課】

## 【提案事項】

都市の高齢化問題の解決と地方における雇用の創出のため、都市の高齢者の地方への移住を促進する制度を国家的課題として検討し対応策を示すこと

- (1) 元気な高齢者の移住前後の自治体間における医療・介護費の負担の公平性を確保する仕組みを創設すること
- (2) ハード、ソフト両面から地方における都市の高齢者の受入れを促進する仕組みを創設すること

## 【提案の背景と課題】

- 高齢者の移住を促進することで、移住を受け入れる自治体の医療、介護給付費の負担増加が懸念されることから、移住を受け入れる自治体の財政負担が増加しないよう、制度の見直しを行うこと。
  - ・ 住所地特例制度の拡大（都市部から地方に移住する場合に限定した一般住宅への適用拡大）
  - ・ 各種調整交付金の運用見直しによる受入自治体の財政負担増への補てんなど
- 都市の高齢者が地方で暮らすことに魅力を感じるようなコミュニティ構築を推進する必要があることから、自治体が行う高齢者の受入れを促進する下記のような取組みを支援すること。
  - ・ 空き家等を活用し、若者や女性、障がい者も含んだ多世代が交流できる地域交流拠点の整備・運営に対する支援
  - ・ 移住者のスキルやキャリア、意欲を活かした仕事や趣味、ボランティアなど、移住者のニーズに対応したメニューを提示できるコーディネーター等の人材育成に対する支援 など

山形県担当部署：健康福祉部 健康福祉企画課 TEL:023-630-2253  
健康長寿推進課 TEL:023-630-3120

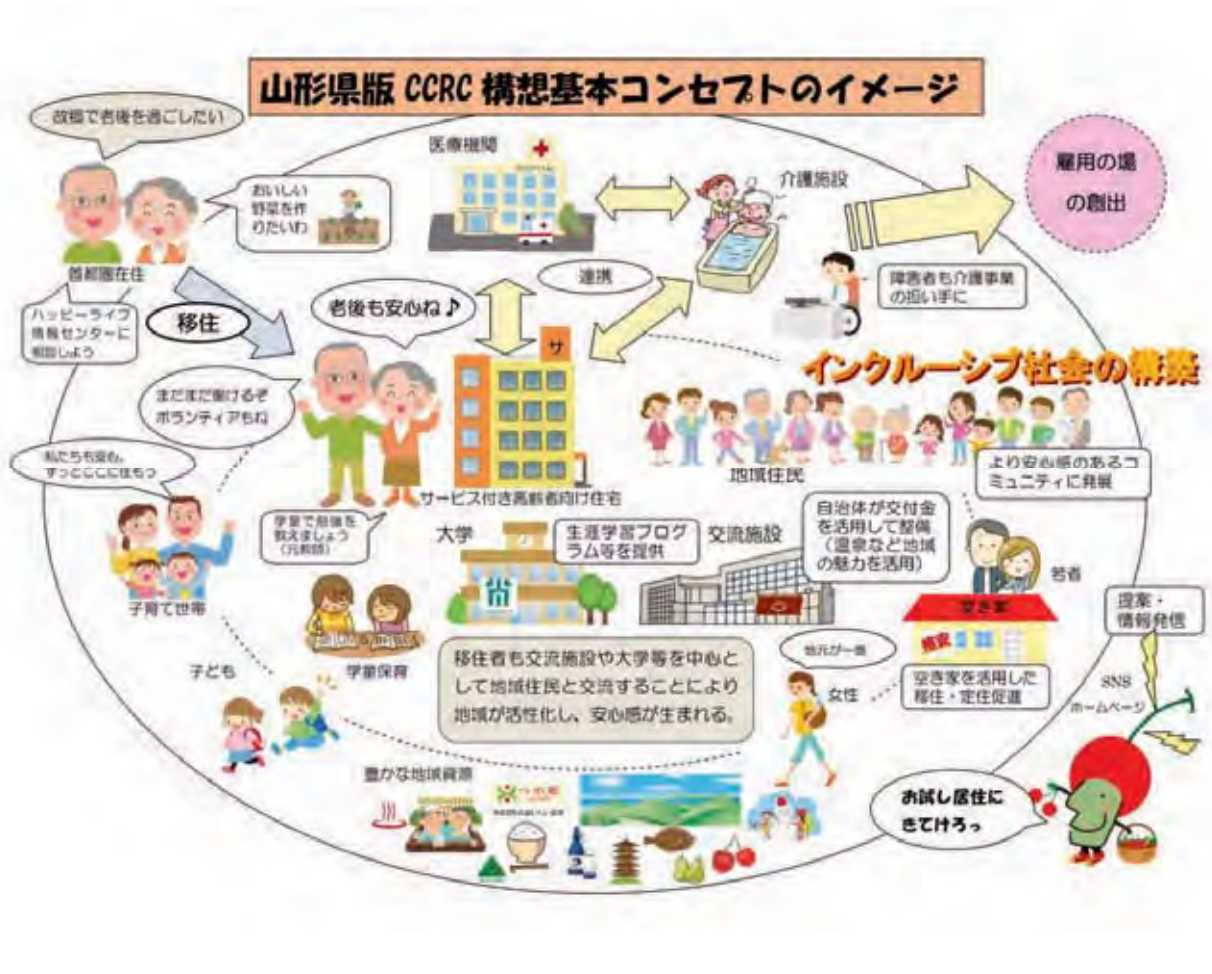


**【全国の現状と政府の取組み】**

- 我が国の総人口は減少する一方、高齢者人口は、増加する見通し（2025年推計：2,179万人、総務省人口統計）。特に都市部において伸び幅が大きい。
- 都市部では高齢者向け施設（介護施設）の不足が深刻化するおそれがあり、施設整備（用地費・建設費）が高額であり、負担が大きい。
- 今後、全国で約240～280万人の医療・介護人材の不足が予測され、特に都市部では医療・介護人材の需要が飛躍的に高まることから、医療・介護人材の不足が著しい。
- 政府は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）において、「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想による、都市部の高齢者の地方移住を推進している。

**【本県の現状、取組みと課題】**

- 本県を含む13県の知事による「自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク」において、共同研究「都市部の高齢者受入れプロジェクト」に取り組み、政府に対し、平成28年2月に「自立と分散による地方創生を実現するための提言」を行っている。
- 本県では、有識者や県内4市町村で構成する山形県版CCRC（生涯活躍のまち）構想検討チームを設置し、県内市町村の「生涯活躍のまち」構想策定のモデルとなる山形県版CCRC（生涯活躍のまち）構想の基本コンセプトを策定した。（下記イメージを参照）



## 骨髄移植ドナーに対する支援の充実

【厚生労働省 健康局 難病対策課】

### 【提案事項】 予算創設

骨髄提供しやすい環境整備を推進するとともに、全国一律のドナー支援補助制度を創設すること

- (1) 企業や事業所において、広くドナー休暇制度が導入されるよう、制度の導入を促進するための方策を講ずること
- (2) ドナーが骨髄等の提供に伴う入院や通院などのため休業する場合の補助制度を設けること

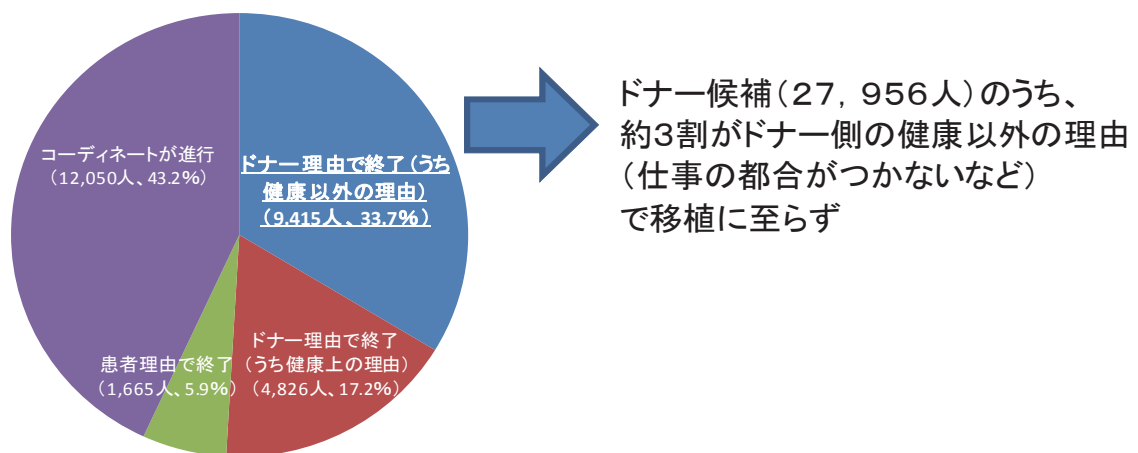
### 【提案の背景と課題】

- 日本骨髄バンクのドナー登録者は45万人（27年12月末現在）を超え、今では移植を希望する患者の9割にドナーが見つかるようになってきているが、そのうち実際に移植に至るのは6割程度にとどまっており、せっかく見つかったドナーが移植に結びついていない状況である。
- ドナーが見つかったにもかかわらず実際の提供に至らない理由として、ドナーの健康上の理由以外では、「仕事の都合がつかない」など勤務先や家庭の理解が得られないことを理由とするケースが3割を占めている。
- 一方、ドナー休暇やボランティア休暇などの特別休暇制度を整備し、従業員の骨髄等の提供を後押ししているのは、官公庁や大手企業の一部に限られ、中小企業や零細企業のほとんどには休暇制度が普及していない。また、自営業者やパート・アルバイトで働く人、主婦などについては、休暇制度自体がないため、働けない期間がそのまま本人の負担となっている。
- 骨髄移植を必要とする患者に対し、1人でも多くの骨髄が提供されるよう骨髄提供率を向上させるためには、骨髄提供しやすい環境整備が必要であり、まずは企業等に対して「骨髄ドナー休暇制度」の理解度を深める普及啓発を進めていくなどの取組みが必要である。
- あわせて、休暇制度自体がない自営業者等については、働かない期間がそのまま本人負担につながってしまうため、骨髄提供のための通院や入院のための休業等を補う支援制度を設け、ドナーの経済的・精神的な負担軽減を図ることが必要である。

### 【全国の現状と政府の取組み】

- 現在、日本骨髄バンクのドナー登録者は45万人（27年12月末現在）を超え、移植を希望する患者との適合率は9割を超えるにもかかわらず、そのうち最終的に移植に至るのは6割程度にとどまっている。
- 日本骨髄バンクの調査によると、HLA型が一致したにもかかわらず、ドナーの健康上の理由以外により提供に至らなかったケースが約3割を占めており、そのうち約半数が仕事や育児・介護などドナー側の都合によるものとなっている。
- また、ドナーが骨髄を提供するにあたっては、7日間程度の入院や通院が必要であることから、既に官公庁や大手企業等で導入されている「骨髄ドナー特別休暇制度」を、中小企業等への広く普及させていくことが求められている。

骨髄移植の現状(日本骨髄バンク調べ)



### 【本県の現状、取組みと課題】

- 本県では、従来から市町村や日本赤十字社山形県支部などと連携し、移動型献血会場でのドナー登録会を開催するなどドナー登録者の拡大に向けた取組みや県内の事業所向けにドナー休暇制度が導入されるよう普及啓発の実施のほか、平成28年度からは、市町村と連携し、県内のドナーに対して「骨髄移植ドナー助成制度」を創設し、支援することを予定しており、具体的には、以下の取組みを進めている。
  - ・ 多くのドナー登録者を確保するため、献血併行型ドナー登録会の開催（平成27年度：県内27会場にて実施）
  - ・ ドナー登録会において骨髄バンク事業の内容を説明し、登録を勧誘する「説明員」の研修会を開催（平成27年度受講者：15名）
  - ・ 県内の中小企業に対し、「ドナー休暇制度の導入」を啓蒙するため、パンフレットを配布（平成27年度：1,600部作成）
  - ・ ドナー休暇制度のない骨髄提供者に助成する「骨髄移植ドナー助成制度」の創設を予定（1日あたり2万円、上限7日間）
- 現在3都府県、128市町村で助成制度を導入しているが、骨髄バンク事業は、全国の患者・ドナーを対象としているもので自治体の枠組みを超えた事業であるため、1つの自治体がドナーに対する支援を強化しても、自治体の移植希望患者への提供率が向上する訳ではない。このため、ドナーへの支援は都道府県や市町村で個別に実施するものでなく、全国統一的に実施することが望ましいものであり、国において制度化すべきものとする。

## 受動喫煙防止を含むがん対策の充実

【厚生労働省健康局健康課、がん・疾病対策課】

【提案事項】 **規制創設** **予算創設**

- (1) 子どもや妊産婦をはじめとした国民の受動喫煙を防止するため、法律の制定など実効性のある対策を行うこと **新規**
- (2) がん患者の療養生活の質の向上、治療と就労の両立に向け、ウィッグの購入費に対する補助制度を設けること

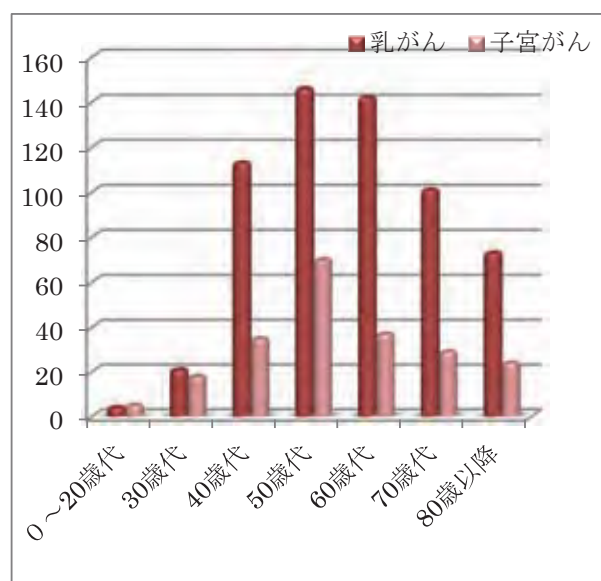
## 【提案の背景と課題】

- 我が国の平成 26 年における喫煙率は、成人男性で 32.2%となっており、子どもや妊産婦をはじめとした国民の受動喫煙による健康への悪影響が懸念される。また、インバウンドの急増や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、**受動喫煙防止対策は喫緊の課題**となっている。
- 女性特有のがんは、40～50 歳代の比較的若い世代に多く、患者にとって、がん治療の副作用による脱毛や肌荒れ、爪の変色等の外見が変わってしまうことは、大きなストレスとなることから、副作用による脱毛等に対し、ウィッグによるヘアセットや症状に応じた化粧品は、患者にとって治療を不安なく進め、**療養生活を送るうえで必要不可欠**である。

施設の受動喫煙防止対策の実施状況  
(山形県 単位：%)

施設	対策内容	実施率
学校	敷地内禁煙	100.0
幼稚園 保育所 認定こども園		100.0 (100.0)
病院		75.0 (92.6)
飲食店	建物内禁煙 空間分煙	40.2
宿泊施設	時間分煙等	63.4

※飲食店及び宿泊施設は平成 26 年度調査。  
それ以外は平成 28 年 4 月現在  
※括弧書きは建物内禁煙を含めた実施率

女性の年代別がん罹患患者数  
(平成 23 年度山形県 単位：人)

山形県担当部署：健康福祉部健康長寿推進課健康づくりプロジェクト推進室

TEL：023-630-2919

### 【全国の現状と政府の取組み】

- 健康増進法において、受動喫煙防止は施設管理者の努力義務となっており、強制力を伴ったものにはなっていない。一方で、政府は、今年1月、幅広い公共の場等における受動喫煙防止対策を強化するため、受動喫煙防止対策強化検討チームを立ち上げ、立法措置も視野に入れた検討をはじめたところである。
- また、平成27年12月に、「がん対策加速化プラン」を策定し、がんとの共生において、治療に伴う副作用・後遺症に関する悩みのうち、しびれや外見の変化（爪、皮膚障害、脱毛）をはじめとした薬物療法に関連した悩みの割合が顕著に増加しているとしているが、脱毛に対する政府の経済的な支援制度は今のところない。
- 全国においても、ウィッグに対する助成制度を行っている地方自治体は少ないが、鳥取県が平成28年度から新たに取組むなど、実施する自治体が続いてきている。

### 【本県の現状、取組みと課題】

- 県民総参加で受動喫煙防止に取り組むこととし、平成27年2月に、全国初となる「やまがた受動喫煙防止宣言」を制定し、受動喫煙防止対策に取り組んできた。子どもが主に利用する施設を中心に対策が進んできたところであるが、飲食店等における対策の実施をさらに促進する必要がある。
- がんになっても、これまでどおり安心して暮らさずけられる社会を構築するため、がん患者の就労や生活への支援事業を実施している。具体的には、以下の取組み（成果）を進めている。
  - ・ 「医療用ウィッグ購入助成事業」（平成26年度実績 233件）  
※助成金額を平成28年度から上限2万円に引き上げ
  - ・ 外見上の悩みに対処する人材を養成する「アピアランス相談支援員養成事業」（平成27年11月末現在 相談員114名）
  - ・ 治療、仕事及び外見上の悩みに対応する「ワンストップ相談会の開催」

#### H27 受動喫煙防止に関するアンケート

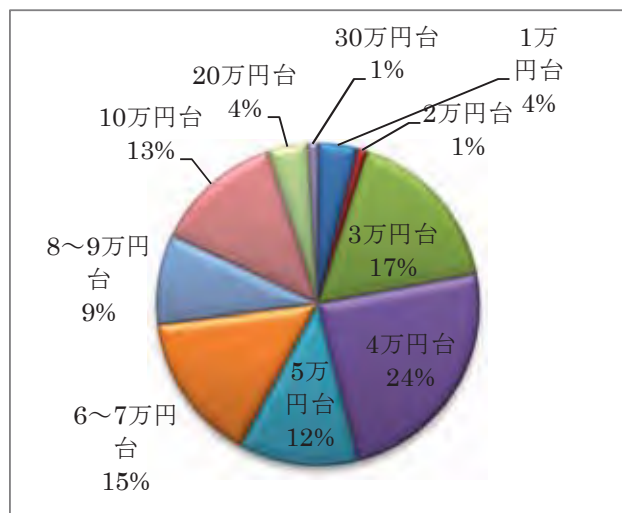
##### ○受動喫煙で困った経験

ある	ない	不明	計
378人	144人	22人	544人
69.5%	26.5%	4.0%	100%

##### ○受動喫煙をなくしてほしい場所 (困った経験ありの者378人、複数回答)

主な施設	回答人数
飲食店	328人
ファミリーレストラン	245人
ラーメン店	192人
職場	149人
ホテル・旅館	130人

#### ウィッグの購入価格内訳 (平成26年度申請者)



- 国民の健康を守るためには、地方自治体がそれぞれ受動喫煙防止対策を行うだけでは不十分であり、法律の制定等により全国統一的に対策を強化する必要がある。
- がん患者は、退職や治療に伴う長期休暇等により収入が減少する者も多く、治療費に加えウィッグ購入などの経済的負担が大きいことから、ウィッグ購入に対して政府による支援が必要である。

## 安定的で持続可能な医療保険制度の確立

【厚生労働省 保険局 国民健康保険課】

### 【提案事項】 **予算拡充**

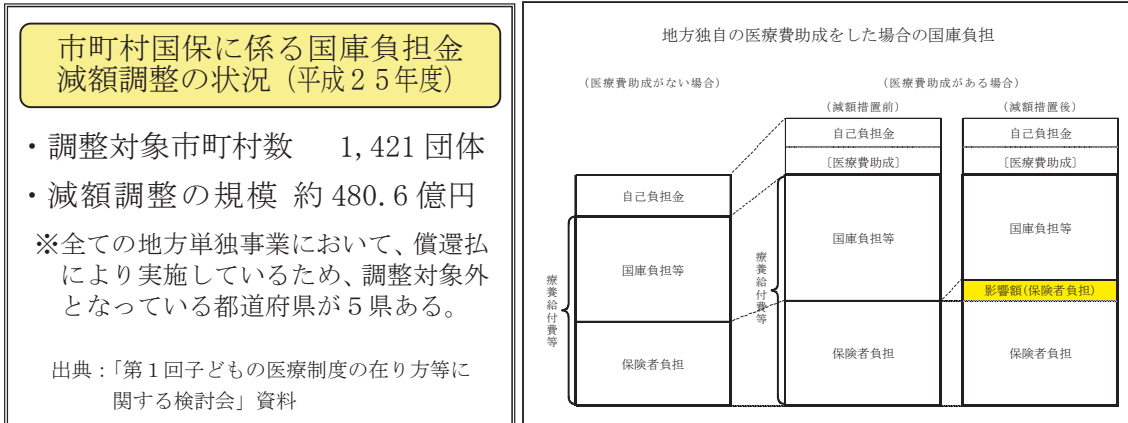
- (1) すべての国民を対象とする医療保険制度の一元化の早期実現と、実現までの間の国民健康保険へのさらなる財政支援措置の拡充
- (2) 政府の制度として、子どもの医療給付制度の早期整備と、地方単独医療費助成に伴い実施されている国民健康保険の国庫負担減額措置の廃止

### 【提案の背景と課題】

- 国民皆保険制度の最後の受け皿である市町村国民健康保険は、加入者の年齢構成や医療費水準が高く、一方、所得水準が低く保険料負担が重いため、収入の確保が難しいなどの構造的問題を抱えていることから、保険者は常に厳しい財政運営を強いられている。
- 市町村からは、すべての国民を対象とする医療保険制度の一元化を早期に実現すること、また、実現までの間における国民健康保険の保険料負担の軽減を図るため、国庫負担の拡充などさらなる財政支援措置の拡充について、強い要望を受けている。
- こうした状況を踏まえ、すべての国民を対象とする医療保険制度の一元化を早期に実現し、また、それまでの間における国民健康保険の国庫負担の拡充など財政支援措置を一層拡充すること。
- 全国の全自治体が単独で実施している子育て家庭のための医療費助成については、国の制度を補う形で自治体を実施しているものであり、本来、国において、全国統一の制度の下で実施されるべき。
- 市町村が乳幼児などの医療費に対して現物給付による医療費助成をした場合、国民健康保険の療養給付費等に対する国庫負担金の減額措置が講じられているため、市町村の財政負担が増しており、当該減額措置は廃止すべき。

**【全国の現状と政府の取組み】**

- 市町村国民健康保険の財政安定化を図るため、平成 29 年度以降、毎年約 3,400 億円（国全体）の公費拡充が実施されるとともに、平成 30 年度からは都道府県単位の財政運営とする制度見直しが行われたところ。
- 国は、地方単独事業により、一部負担金が法定割合より軽減される場合、一般的に医療費が増嵩するが、この波及増分については、その性格上、当該自治体が負担するものとされ、国庫の公平な配分という観点から、減額調整をしている。（昭和 59 年～）



- 厚生労働省は、有識者による「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」を開催し、子どもの医療制度のあり方等を検討している。この中で、乳幼児の医療費一部助成に伴い実施されている国民健康保険の国庫負担減額措置の在り方についても、検討される予定。

**【本県の現状、取組みと課題】**

- 市町村国保の医療費を県内市町村が互いに支えあう共同事業が円滑に実施されるよう、平成 27 年度から市町村に交付する県調整交付金を市町村の医療費水準等を反映したものに見直した。
- 山形県医療給付制度
  - ・ 重度心身障がい（児）者医療
  - ・ 子育て支援医療
  - ・ ひとり親家庭等医療
 }
  - ・ 給付方式：現物給付
  - ・ 負担割合：県 1 / 2、市町村 1 / 2
  - ※その他、各市町村において独自の医療費助成を行っている

《国庫負担金の減額措置の状況（試算・県計）》

	平成 26 年度	平成 25 年度
重度心身障がい（児）者医療	299,522 千円	311,246 千円
子育て支援医療	62,399 千円	61,401 千円
ひとり親家庭等医療	31,997 千円	33,135 千円

- すべての国民を対象とする医療保険制度の一元化の実現に向けた具体的道筋が示されていない。
- 高齢化に伴い今後とも医療費が増大していくことが見込まれており、今般の国民健康保険の見直しによる公費拡充だけでは、加入者の保険料負担が重いといった国保が抱える構造的な問題を抜本的に解決するには不十分である。
- 子育て家庭のための医療費助成は、少子高齢化や社会情勢の変化に伴い、国の制度を補う形で地方公共団体が単独事業として実施しているものであり、本来、国において全国统一した制度の下、同じ水準で実施する必要がある。

## ドクターヘリ運航に係る支援の拡充

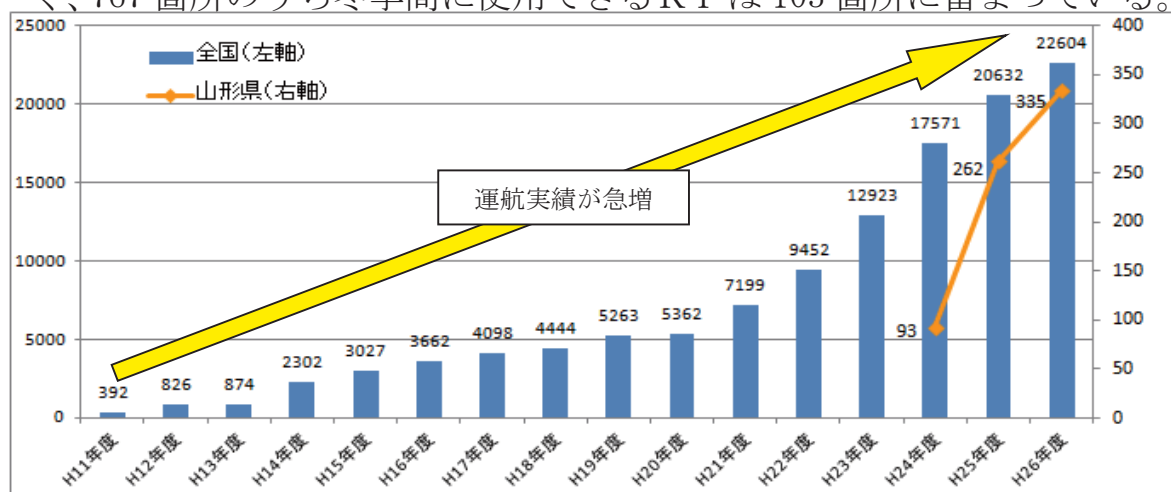
【厚生労働省 医政局 地域医療計画課】

### 【提案事項】 予算拡充 予算創設

- (1) ドクターヘリの全国的な運航実績の増加や広域連携による運航実態を踏まえ、運航経費等に対する財政支援を確実に確保すること
- (2) 雪国に住む国民の安全安心を確保するため、ドクターヘリランデブーポイントの融雪装置の整備や除雪等の維持管理に対する財政支援制度を創設すること

### 【提案の背景と課題】

- 全国のドクターヘリ運航実績は年々増加し、各自治体において隣県との広域連携（相互乗入れ）に取り組んでおり、今後も出動件数が伸びていくものと想定される。
- 一方で、ドクターヘリ運航に係る補助事業を含む「医療提供体制推進事業費補助金」は実態と乖離した調整率（H27：66・9%）であり、事業の執行に支障が生じる事態となっており、確実な財源確保が求められる。
- また、本県のような積雪寒冷地では、冬季間はランデブーポイント（以下「R P」という。）の除雪対策が必須となるが、R Pの整備や除雪等に関する支援制度がないことから、市町村における労力と経費負担が大きくなり、767箇所のうち冬季間に使用できるR Pは103箇所に留まっている。



全国（日本航空医療学会調べ）・山形県のドクターヘリ運航実績

山形県担当部署：健康福祉部 地域医療対策課 TEL：023-630-3366



### 【全国の現状と政府の取組み】

- ドクターヘリの全国展開（平成 27 年 8 月現在で 38 道府県で導入）が進み、全国のドクターヘリ運航実績も近年急増している。また、各自治体において、ドクターヘリのより効果的な運用を図るため、隣県との広域連携（相互乗入れ）に取り組んでおり、全国的にドクターヘリは救急医療において必要不可欠となっている。
- 加えて、政府は広域連携の協定締結の有無に限らず、災害時に被災地へドクターヘリを派遣するよう各自治体に要請している。
- 一方、ドクターヘリ運航に係る国庫補助事業の「ドクターヘリ導入促進事業」を含む「医療提供体制推進事業費補助金」（以下「統合補助金」という。）は、平成 23 年度以降、大幅な減額内示がなされている。平成 27 年度は「ドクターヘリ導入促進事業」のみを事業計画額の 100%とする配分方針がとられたが、統合補助金全体でみると事業計画額を大きく下回る調整率となり、本県を含む多くの自治体では「ドクターヘリ導入促進事業」への配分額を他事業に流用、不足分を一般財源で補てんする措置をとっている。
- ドクターヘリ R P の融雪装置の整備や除雪等の維持管理に対する政府の財政支援制度はない。

＜本県の内示額減額の状況＞

（単位：千円）

	事業計画額 (国庫)	国の内示額	調整率	不足額
平成 27 年度	220,022	147,094	66.9%	72,928
平成 26 年度	194,164	121,431	62.5%	72,733
平成 25 年度	271,797	189,177	69.6%	82,620
平成 24 年度	193,805	141,300	72.9%	52,505
平成 23 年度	138,954	120,163	86.5%	18,791

※各年度、「ドクターヘリ導入促進事業」への配分額も含めた数値。

### 【本県の現状、取組みと課題】

- 山間部や過疎地域を多く抱える本県では、救命率向上と予後改善に向け、県全域へ 30 分以内で救急治療を提供できるよう、関係機関と連携してドクターヘリの効果的な運用を進めており、平成 24 年 11 月の就航から出動実績は年々伸びている。
- 効果的な運用に向けては、冬季間の R P の確保が重要であり、全域が豪雪地帯である本県（市町村の 74%が特別豪雪地帯に指定）は、R P における安全な離着陸のため、ホワイトアウトが起こらないよう、常に十分な除雪をしておく必要がある。
- 具体的には、主に以下の取組み（成果）を進めている。
  - ・継続的な症例検討の実施（出動要請判断基準の見直しによる出動の迅速化など）
  - ・隣県との広域連携（「秋田県」、「福島県・新潟県」との連携による運用の効率化）
  - ・市町村などによる R P の確保と除雪等維持管理（R P は合計 767 箇所を確保し、各市町村に 1 箇所以上は冬季間使用できる R P を確保）
- ドクターヘリの運航には統合補助金を活用しているが、統合補助金の調整率が低く、不足分を一般財源で補てんしており、県にとって大変な重荷となっており、確実な財源確保が求められる。
- 住民の安全安心のため、冬季間においてもできるだけ多くの R P を使用できるよう除雪対策が必須であるが、市町村における労力と経費負担が多いため、確保が進んでおらず、R P の融雪装置の整備や除雪等の維持管理に対する政府の財政支援制度が必要である。



冬季のランデブーポイントの状況

（東根市東根第三中学校駐車場）

## 障がい者の地域生活支援の充実

【厚生労働省 社会・援護局 障害福祉課】

### 【提案事項】

障害者支援施設等における高齢化などの課題解決に向けた支援の充実を図るとともに、障害者支援施設等の整備に関する予算を確保すること

(1) 障がい者の高齢化への対応

- ・ サービス管理責任者養成研修（国研修）等において、心身機能が低下した高齢の障がい者に対する技術・知識に関する研修を実施すること
- ・ 特殊浴槽整備など高齢化に対応した設備・機器の導入を促進するため、障害福祉サービス報酬に高齢化支援加算制度を創設すること

(2) 障害者支援施設の入所者が介護保険施設に移行する場合、介護保険制度上、障害者支援施設所在市町村が保険者となり、財政負担が生じることから所要の財政措置を講じること 新規

(3) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助予算の十分な確保 新規

### 【提案の背景と課題】

- 本県の障害者支援施設入所者中、65歳以上が23.5%を占め、また高齢化等に伴い介護が必要な利用者は299人となっている。しかし、高齢者介護の専門知識を持つ支援者が不足し、高齢化に伴う処遇上の課題が生じている利用者への支援に、苦慮している実態があるが、それに対処するための知識や技術を習得する研修等の機会がない。

また、障がい者支援施設においては、特殊浴槽等生活環境の整備が進んでいないため、介護が必要な高齢障がい者の身体介助、健康維持等の処遇が十分に行えない状況にある。

一方、障害者支援施設から介護保険施設に入所する障がい者が増えてきているが、障害者支援施設のある市町村が介護保険法における保険者となり、財政負担の偏りが生じている。

- 障がい者等が身近な地域で自立した生活を送るためのグループホームや地域移行推進のバックアップ機関としての役割を担う障害者支援施設は、連携して地域生活支援拠点の機能を担うものであり、その整備の推進が必要不可欠であるが、社会福祉施設等整備費国庫補助の採択件数が少なく、地域の要望に十分に対応できていない状況にある。

国庫補助の採択状況

	要望	採択
25年度	18件	3件
26年度	42件	4件
27年度	44件	4件
28年度	47件	/

障害者支援施設利用者の高齢化の状況

	山形県	全国
利用者数	1,633人	149,997人
うち 65歳以上	384人 (23.5%)	24,600人 (16.4%)

資料：県障がい福祉課、厚生労働省「平成25年社会福祉施設等調査」

※山形県は平成26年4月現在、全国は平成25年10月現在。( )内は構成比

### 【全国の現状と政府の取組み】

○ 地域生活支援拠点等の整備

国は、障がい者の地域生活を支援する拠点等の整備を進めるとし、第4期障害福祉計画において、拠点等を各市町村に少なくとも1つ整備するため、平成27年度に地域生活支援拠点等整備推進モデル事業を実施。

○ 社会福祉施設等施設整備費補助金の状況

国の予算額 (当初)	H25	H26	H27
	52億円	30億円	26億円

### 【本県の現状、取組みと課題】

○ 障害者支援施設では、障がい者の高齢化が進み介護が必要な障がい者が増えているが、施設のバリアフリー化などの改修は進んでいない。(グループホーム:10%、知的障がい者施設 28.6%)

第4期山形県障がい福祉計画において、地域生活支援拠点等を平成29年度末まで全市町村に整備することを目標としている。また、障がい者の地域生活の場としてグループホームの充実を図ること(利用人数 1,100(H27) ⇒1,189(H29))や地域移行を推進するため、障害者支援施設の改修等を支援することとしている。

○ 具体的には、以下の取組みを進めている。

・ 障害者支援施設等高齢化対策事業

介護保険施設との連携モデル事業の実施 (H27年度から県内2施設で実施)

高齢障がい者支援に関する研修会の開催 (H27年度実施、対象:障がい者施設職員)

・ 障がい者の地域生活支援拠点整備の支援 (H28年度、市町村職員研修会の開催等)

・ 山形県障がいのある人もない人も共に生活する社会づくり条例の施行 (H28.4.1)

条例制定を機に障がい者の地域生活を支援するための各種事業を実施(障がい者の就労支援、障がい者スポーツの普及振興、障がい者の芸術活動支援など)



☆障がいのある方による絵画作品



☆県民と障がいのある方とのスポーツ交流

共生する社会の実現に向けて

○ 障がい者の高齢化に対応する支援技術や知識を習得するための研修の実施や、ハード面の改修など施設機能強化を図るための高齢者加算制度の創設が必要である。

一方、障害者支援施設に入所していた障がい者が介護保険施設に入所する場合、介護保険の保険者となる市町村に財政的な負担が生じないような措置が必要である。

また、地域生活の拠点となるグループホームや障害者支援施設の整備には多額の経費が必要となることから、国庫補助による支援が必要である。

# 性犯罪・性暴力被害者に対する支援体制の強化

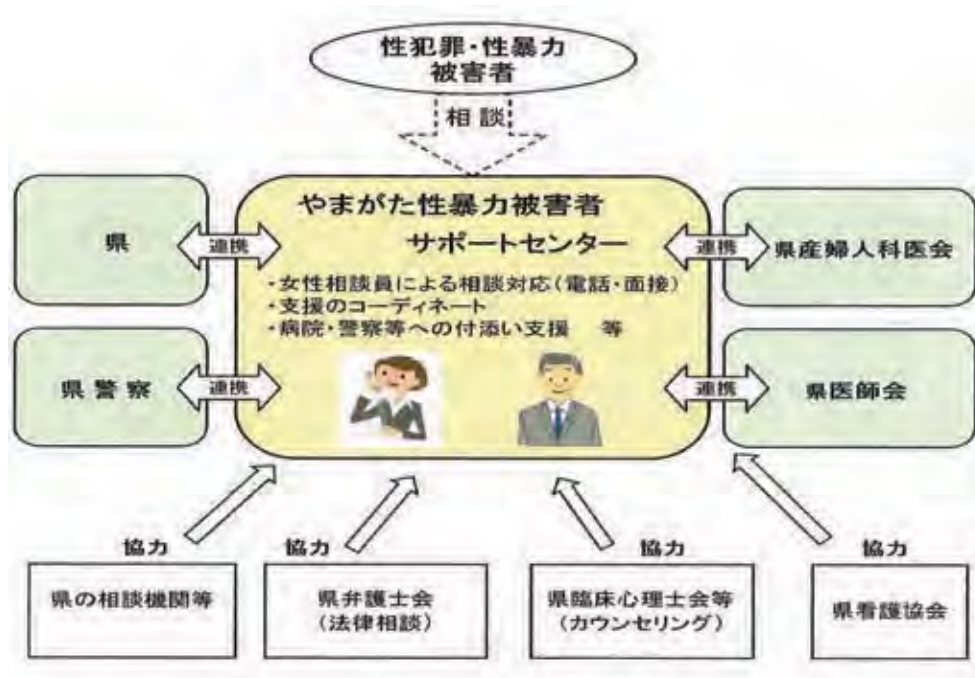
【内閣府 男女共同参画局 推進課】

【提案事項】 **予算創設**

性犯罪・性暴力被害者が、躊躇せずに相談できるとともに、早期に健康回復するための適切な支援が受けられる体制を継続的に維持していくため、新たな財政支援制度を創設すること

【提案の背景と課題】

- 本県では、県警察・県産婦人科医会・県医師会・(公社)やまがた被害者支援センター等と相互連携し、性犯罪・性暴力被害者への相談対応や必要な支援を可能な限り1か所で行う「やまがた性暴力被害者サポートセンター」を平成28年4月に開設した。
- 「やまがた性暴力被害者サポートセンター」において、必要な相談員を確保し、資質向上のための人材育成、医療費やカウンセリング費用の助成等を継続的かつ安定的に実施していくためには、安定した財源の確保が不可欠であり、政府による財政的支援が必要である。



山形県担当部署：環境エネルギー部 危機管理・暮らし安心局  
 暮らし安心課 TEL：023-630-2682

### 【全国の現状と政府の取組み】

- 内閣府が作成した「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」では、「将来的には、各都道府県内に少なくとも一つは地域の事業としてワンストップ支援センターの設置が望ましい」との考えを示している。
- 「第4次男女共同参画基本計画」、「第3次犯罪被害者等基本計画」に「ワンストップ支援センターの設置促進」が盛り込まれている。
- 内閣府では、ワンストップ支援センターの開設を計画する地方公共団体を対象に平成26年度から「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究事業」を実施しているが、平成28年度で終了する。

<国が示す成果目標>

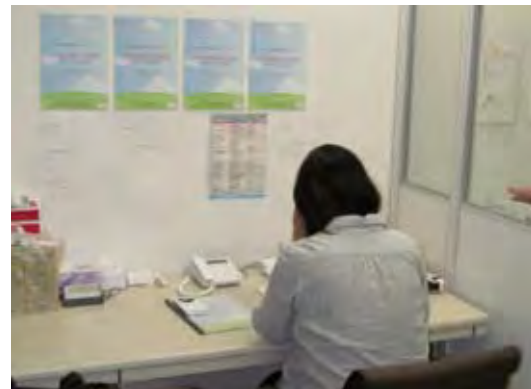
項目	現状	成果目標(期限)
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置数	25か所 (平成27年11月)	各都道府県に 最低1か所 (平成32年)

### 【本県の現状、取組みと課題】

- 性犯罪被害者等への支援体制について、県・県警察・県医師会・県産婦人科医会・県看護協会・県臨床心理士会・県弁護士会・(公社)やまがた被害者支援センター等から構成される「性暴力・性犯罪被害者ワンストップ支援センター設置推進協議会」を立ち上げ、連携のあり方等について検討し、平成28年4月にセンターを設置した。
- 「やまがた性暴力被害者サポートセンター」の概要
  - ・(公社)やまがた被害者支援センターを中心とした連携型
  - ・開設時間：平日の午前10時～午後9時
  - ・専門の女性相談員や関係機関の適切な支援に繋ぐためのコーディネーターを配置
  - ・医療機関や警察等公的機関への同行支援
  - ・産婦人科医療に関する情報提供
  - ・初診料等医療費、カウンセリング費用の助成
- 政府の計画に基づき、支援活動に従事する専門的な知識や経験を有する人材の確保と育成、相談窓口の広報周知、医療費等の助成による経済的支援等を安定的に継続していくためには、財源の確保が課題となっている。



設置推進協議会の開催状況



相談対応の状況

# 消費者行政の機能強化の推進

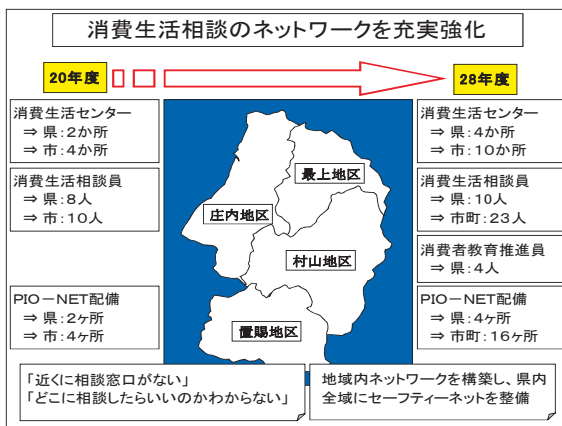
【内閣府 消費者庁 総務課、消費者教育・地方協力課】

## 【提案事項】 予算継続

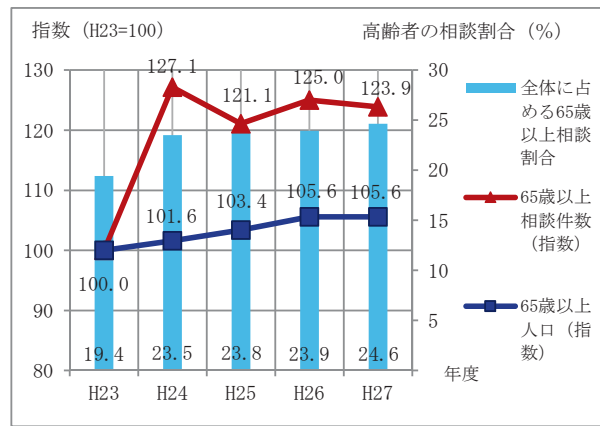
各都道府県において現在実施している消費者行政サービスを継続できるようにするため、相談体制の維持や消費者教育の推進などに必要となる「地方消費者行政推進交付金」の予算を毎年度確実に確保すること

## 【提案の背景と課題】

- 本県では、山形県消費者基本計画に基づき、市町村を含めた県内消費者行政の充実を図るための消費生活相談体制の整備や啓発など、消費者行政サービスの向上に取り組んでいる。また、平成 25 年度に山形県消費者教育推進計画を策定し、ライフステージに応じた消費者教育・啓発を推進している。
- この結果、平成 27 年度に、県内の消費生活センターは 14 か所、消費生活相談員（以下「相談員」という。）は 31 人となり、平成 28 年度からは、新たに 2 市町が相談員を配置している。
- 県及び市町村においては、これまで政府の財政措置により消費者行政の充実が図られてきたところであり、高齢者等の消費者被害が深刻化する中で、県内の各地域において一定水準の消費者行政サービスを提供する体制の維持・充実を図るためには、引き続き政府による財政支援が必要である。



山形県の消費生活相談体制

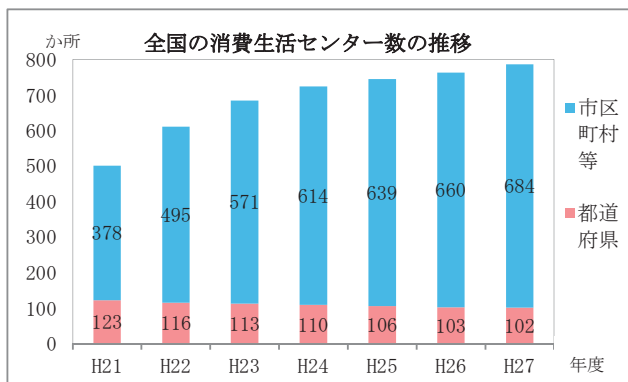


高齢者（65歳以上）の消費生活相談状況

山形県担当部署：環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局  
くらし安心課 TEL：023-630-3306

### 【全国の現状と政府の取組み】

- 政府は、平成 21 年度から「地方消費者行政活性化交付金」を通じた支援により、地方の消費生活相談体制の整備促進等を図り、地方における消費生活センター・相談窓口の設置数等は増加した。
- 平成 27 年度より、高齢者の消費者被害の深刻化等を踏まえ、地方公共団体が行う消費者の安全・安心の確保に向けたさらなる取組みを支援するため、地方消費者行政推進交付金（以下「交付金」という。）を創設し、消費生活センターの設置・拡充、相談員の養成・レベルアップ、消費者教育の推進等を支援している。



### 【本県の現状、取組みと課題】

- 本県では、交付金を活用し、多様化・複雑化する消費生活相談、悪質商法や製品事故などの消費者問題に対応するため、消費生活センターの設置拡大など相談体制の充実や、消費者問題解決力の高い地域社会づくり、多様な主体と連携した高齢者の見守り活動の促進などの消費者行政の機能強化を推進している。
- 具体的には、以下の取組みを進めている。
  - ・相談員及び消費者教育推進員（消費者教育を推進するコーディネーター）の配置
  - ・消費生活サポーター（県民ボランティア）による地域密着の啓発
  - ・老人クラブと連携した高齢者の消費生活安全・安心見守り事業
  - ・相談体制の充実や啓発等の推進に取り組む市町村への補助 等
- 県及び市町村は、新たな相談員の雇用・資質の向上、相談窓口の整備、連携体制の強化など消費者行政の機能強化に努めており、これまで充実してきた一定水準の消費者行政サービスを継続的に提供していくためには、引き続き政府による財政支援が必要である。



消費者教育推進員の活動状況



啓発ステッカー



老人クラブとの連携事業の状況

## 日本海東縁部における地震・津波観測体制の充実・強化と津波防災対策への支援の拡充

【内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災計画担当）】

【文部科学省研究開発局地震・防災研究課】

【国土交通省都市局都市安全課、水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室】

### 【提案事項】 **予算拡充**

大地震発生時における沿岸住民の速やかな避難など津波防災対策の強化を推進するため、日本海東縁部における地震・津波観測体制の充実・強化と津波防災対策への支援の拡充に取り組むこと **新規**

### 【提案の背景と課題】

- 日本海側における統一的な津波断層モデルの公表を受け、本県を含む日本海側の道府県は、津波防災地域づくり法により「最大クラスの津波」に係る津波浸水想定などを行い、これに基づく津波防災対策を推進しているところである。
- 東北地方太平洋側と比較して津波の到達時間が短いことから、沿岸住民が速やかな避難を行うためには、日本海東縁部における地震・津波観測体制の充実・強化が不可欠である。
- 沿岸住民の速やかな避難を軸とした津波防災対策を推進するには、避難困難地域での津波避難タワーや避難路の整備を円滑に進める必要がある。このため、日本海側における津波避難施設の整備について国庫負担割合を嵩上げするなど支援の拡充が不可欠である。



山形県沿岸の住宅地の状況

山形県担当部署：環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課  
TEL：023-630-2231



### 【全国の現状と政府の取組み】

- 東北地方太平洋側にはGPS波浪計や海底地震計が8箇所整備され、また、日本海溝海底地震津波観測網（S-net）が整備中であるが、日本海東縁部の海域においてはGPS波浪計3箇所と調査観測・研究用の海底地震計を設置しているのみである。
- 平成7年制定の地震防災対策特別措置法に基づいた防災施設整備などの対策が全国で進められているが、津波避難タワーや避難路の整備については国の負担割合の嵩上げ対象とされていない。

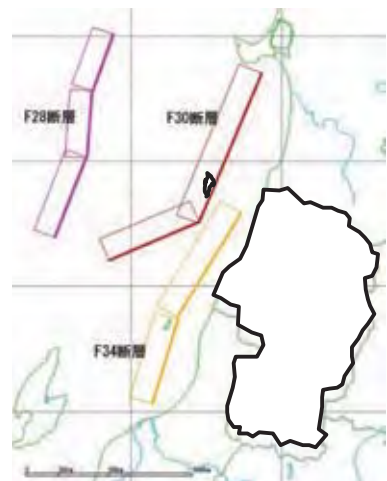


GPS 波浪計及び海底地震計設置状況

「南海トラフ地震」対策については「南海トラフ特措法」が制定され、同法で定める津波避難対策特別強化地域において津波避難対策緊急事業計画を作成して行われる津波避難タワーや避難路の整備については国庫負担割合が嵩上げされる。

### 【本県の現状、取組みと課題】

- 平成26年8月公表の津波断層モデルを踏まえ、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定を設定し、被害想定と併せて平成28年3月に公表した。
- 津波浸水想定では津波最高水位が最大16.3m、高さ20cmの津波の最短到達時間を11分から1分未満と想定しており、これまでの想定より大変厳しい結果となっている。
- 被害想定では、人的被害は最大で死者約5,250人、そのうち津波による死者約5,060人と想定しているが、一方で、避難者全員がすぐに避難を開始しただけで、死者は約81%減少させることができ、更に違うケースでは最大95%減少させることができる。
- 沿岸住民の速やかな避難のためには、避難困難地域においては津波避難タワーや避難路の整備を検討することになるが、その財源確保が課題となっている。



津波断層モデル（抜粋）

\* 避難行動パターンの比較による人的被害の差異（死者数）\*

避難行動パターン	単位	F30断層			F34断層		
		冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
津波影響人口	人	10,280	11,710	10,630	10,250	11,410	10,480
人的被害(死者) ④早期避難者比率が低い場合	人	2,610	3,070	2,830	5,060	3,130	4,580
↓							
人的被害(死者) ①全員が発災後すぐに避難を開始した場合	人	130	190	240	960	260	660
減少率 (小数点以下四捨五入)	%	95	94	92	81	92	86

## 常時観測火山における観測体制の充実・緊急時の対応強化

【内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）】

【文部科学省研究開発局地震・防災研究課】

【国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課、保全課、気象庁総務部総務課】

### 【提案事項】 **予算拡充**

御嶽山の噴火災害を踏まえ、火山噴火の予兆現象を的確に把握し、噴火による被害を最小限にするため、本県の常時観測火山における観測体制の充実・強化に取り組むとともに、緊急対策用資材の事前準備に必要な予算を十分に確保し、緊急対策の実施への支援体制の充実を図ること

### 【提案の背景と課題】

- 本県の常時観測火山のうち蔵王山と吾妻山については、想定火口域周辺への観測機器の設置が進んでいるが、鳥海山では広い想定火口域に対応した十分な観測機器が設置されていないため、火山噴火の予兆現象を的確に把握するためには更なる設置が必要である。
- 緊急対策用資材の事前準備については、いつ起こるか予測が難しい噴火に備え、緊急かつ確実な事業実施が求められることから、十分な予算確保のため「社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業）」における重点配分項目とする必要がある。また、緊急対策は短期間に広範囲で行うこととなり、県単独での対応が困難であるため、災害関連緊急砂防事業による財政支援や政府が保有する建設資機材等の十分な貸与の支援が必要である。



火山観測用遠望カメラ



事前準備（浅間山）

緊急対策（御嶽山）

緊急対策の実施事例

山形県担当部署：環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課 TEL：023-630-2231  
県土整備部砂防・災害対策課 TEL：023-630-2635

### 【全国の現状と政府の取組み】

- 活動火山対策の強化を図るため、活動火山対策特別措置法が一部改正され、火山防災協議会の設置（義務）など火山地域の関係者が一体となった警戒避難体制の整備等を進め、同法に基づく基本指針に沿って、火山監視観測体制の充実などを推進することとされた。
- 仙台管区気象台は、平成 27 年度に、蔵王山の熊野岳に常設の火口監視カメラと鳥海山山頂付近に地震計を設置した。
- 緊急対策用資材の事前準備等を実施するための新規制度（火山噴火緊急減災対策事業（社会資本整備））が平成 28 年度に創設された。

### 【本県の現状、取組みと課題】

- 本県では、各火山に設置した火山防災協議会において、平常時から関係者が「顔の見える関係」を築き、噴火シナリオや被害想定を踏まえ、噴火警戒レベルの設定や火山防災対策を検討している。
- 平成 27 年 4～6 月に蔵王山に火口周辺警報が発表され、一連の防災対応を取る中において、周辺住民や火口周辺の観光地を訪れる観光客等の安全確保のためには、火山噴火の予兆現象を的確に把握し、火山の状況等の情報を速やかに伝達することが重要であると改めて認識した。
- 蔵王山に一定程度の観測機器が設置された一方で、広い想定火口域を有する鳥海山においては、観測体制の充実・強化のため、引き続き監視カメラや地震計の設置が必要である。
- 本県の常時観測火山では「火山噴火緊急減災対策砂防計画」が平成 27 年度までに策定された。緊急時における確実な計画の遂行のため、「社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業）」を充て、火山噴火緊急減災対策事業（緊急対策用資材の事前準備）に平成 28 年度より着手しているが、いつ起こるか予測が難しい噴火に備え緊急かつ確実に事業を進めるにあたり、当該事業が優先的に予算配分を受ける土砂災害対策の重点項目とされていないため、必要な予算の確保が困難である。
- 緊急対策の実施については、短期間で広範囲にわたり多量の建設機械、資材、労力等が必要となることから、政府保有の建設資機材等の貸与を要請しなければならない。



鳥海山における強化が必要な観測機器の設置位置

## 中小河川における治水対策の推進 ～ 水防災意識社会の再構築に向けて ～

【国土交通省 水管理・国土保全局 治水課】

### 【提案事項】 予算拡充

中小河川に対する治水対策予算を十分に確保のうえ、支援を拡充すること

- (1) 河川の流下能力を短期間で向上させる河川堆積土砂の掘削を「防災・安全交付金」の対象とすること
- (2) 洪水浸水想定区域の見直しに関する費用を「防災・安全交付金」の対象とすること

### 【提案の背景と課題】

近年発生した吉野川や最上小国川をはじめとする大規模災害への早期対応はもとより、災害リスクの高い県管理の中小河川に対する河川改修事業等の予算拡充が必要である。特に、

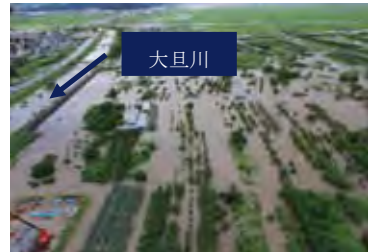
- (1) 河川改修に匹敵し、効果を早期に発現できる河川堆積土砂の掘削を短期間で集中的に行うためのメニュー（民間活力導入を含む）を防災・安全交付金（応急対策事業）等に追加することが必要である。



南陽市 吉野川 H26.7 出水状況



最上町 最上小国川流水型ダム



村山市 大旦川 H25.7 湛水状況



河川堆積土砂の掘削（着工前後比較） 上山市 須川 [県単独：河積回復減災対策事業]

- (2) 水防法改正に伴い必要となる、想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域の見直しや洪水ハザードマップの作成（市町村）などのソフト対策を行うためのメニューを防災・安全交付金（情報基盤総合整備事業）に追加することが必要である。

## 【全国の現状と政府の取組み】

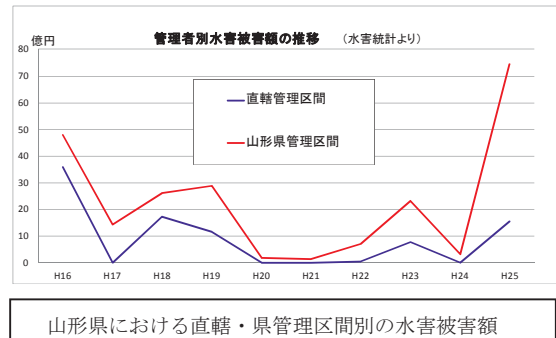
- 関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村において、社会全体で洪水による氾濫に備える取組みが始まっている。 [平成 32 年度を目途に水防災意識社会を再構築]
  - ・「①洪水を安全に流すためのハード対策」（これまでの河川改修）
  - ・「②危機管理型ハード対策」（堤防決壊までの時間を引き延ばす堤防構造の工夫）
  - ・「③住民目線ソフト対策」（リスク情報の周知等）
- 政府の平成 28 年度予算において、河川管理施設等の本来の機能を確保するため、堆積土砂の排除や河道内に繁茂した樹木の除去など、施設の機能を回復するための「④戦略的維持管理・更新」の取組を推進することとしている。

## 【本県の現状、取組みと課題】

県管理の中小河川は以下の特徴があり、整備の進んでいる大規模河川に比べて災害リスクがより高い。このため、政府の取組みに遅れることなく治水対策を推進する必要がある。

### ○ 県管理の中小河川の特徴・現状

- ・河川の源から流末までの流路延長が短く、降雨後の出水により単時間で水位が急上昇し、避難時間を確保しにくい。
- ・山腹崩壊により土砂が流入しやすく、川幅も狭いことから、堆積土砂による流下能力の低下が顕著である。



山形県における直轄・県管理区間別の水害被害額

- ・掘込み河道の河川が多い。 ・生活空間が比較的河川と近い。
- ・河川改修事業費が年々減少し、10 年前の半分以下。(県河川整備率 41.6%)

(1) 河川堆積土砂の掘削による河積断面の確保が急務であることから、H27 に『山形県河川流下能力向上計画』を策定し、5 年間で計画的に進める予定である。

- ・県単独事業の流下能力向上対策事業に加え、民間活力を利用した公募型河床掘削※を行うなど、様々な工夫をしながら対応している。

- ① 洪水を安全に流すためのハード対策
- ② 危機管理型ハード対策
- ④ 戦略的維持管理

- ・集中的に土砂撤去を実施したいが、土砂の量が多く、公募型の拡大策も含め、財源確保が課題である。

### ※公募型河床掘削

県が選定した箇所での公募に応じた企業自らの負担により土砂掘削を行い、建設骨材などに再利用する。(H19～)



公募型河床掘削の記事  
(山形新聞 H28.2.12)



堆積土砂の河川別分布状況

(2) 県管理の洪水予報・水位周知河川は、70 河川 (全国 4 位) あり、ソフト対策の基本となる洪水浸水想定区域の見直しを加速する必要がある。

- ③ 住民目線ソフト対策

## 私立高等学校施設の耐震化の促進

【文部科学省 高等教育局 私学部 私学助成課】

### 【提案事項】 **予算継続**

平成28年度までとなっている私立高等学校施設に係る耐震改築事業費補助制度について期限を延長すること

### 【提案の背景と課題】

- 平成26年度における私立高等学校の耐震改築事業に係る国庫補助制度の創設を契機に、耐震改築工事を実施する私立高等学校が増加したが、耐震改築事業に係る国庫補助制度は平成28年度までの時限措置とされている。
- 県内には、平成28年度までに対応する自己資金の目途が立たず、改築計画を進められずにいる学校や、平成29年度以降に引き続き工事を行う計画の学校もある。(平成28年度末で耐震化未了の学校(全日制)は15校中6校)
- 耐震改築工事を希望する全ての私立高等学校が工事に着手できるよう、平成29年度以降も国庫補助制度を延長することが必要である。
- また、耐震改築工事を希望する私立高等学校全てが採択されるだけの十分な予算額の確保も必要である。



国庫補助制度を活用し耐震改築を行った県内私立高等学校の体育館（平成27年度完成）

山形県担当部署：総務部 学事文書課 TEL：023-630-2191